

まちづくりアクションプログラム

1. 自然豊かな美しい環境を育む
〔自然・景観〕
2. 安全で心地よい環境を育む
〔都市基盤・生活環境〕
3. 元気と心かよう安らぎを育む
〔健康・福祉〕
4. 未来をひらく人と文化を育む
〔教育・文化〕
5. 創造性豊かな活力を育む
〔産業〕
6. みんなが誇れるまちを育む
〔行財政、自治・まちづくり〕



平成23年3月

神奈川県 松田町

まちづくりアクションプログラム



1. 自然豊かな美しい環境を育む
〔自然・景観〕
2. 安全で心地よい環境を育む
〔都市基盤・生活環境〕
3. 元気と心がよう安らぎを育む
〔健康・福祉〕
4. 未来をひらく人と文化を育む
〔教育・文化〕
5. 創造性豊かな活力を育む
〔産業〕
6. みんなが誇れるまちを育む
〔行財政、自治・まちづくり〕

松田町第5次総合計画 まちづくりアクションプログラム

将来像である「緑と清流のまち、ゆとりを楽しむ きらめく松田」の実現に向けて、6つの柱（目標）を掲げ、「住みやすい・生活しやすい」の実現をめざします。

目次

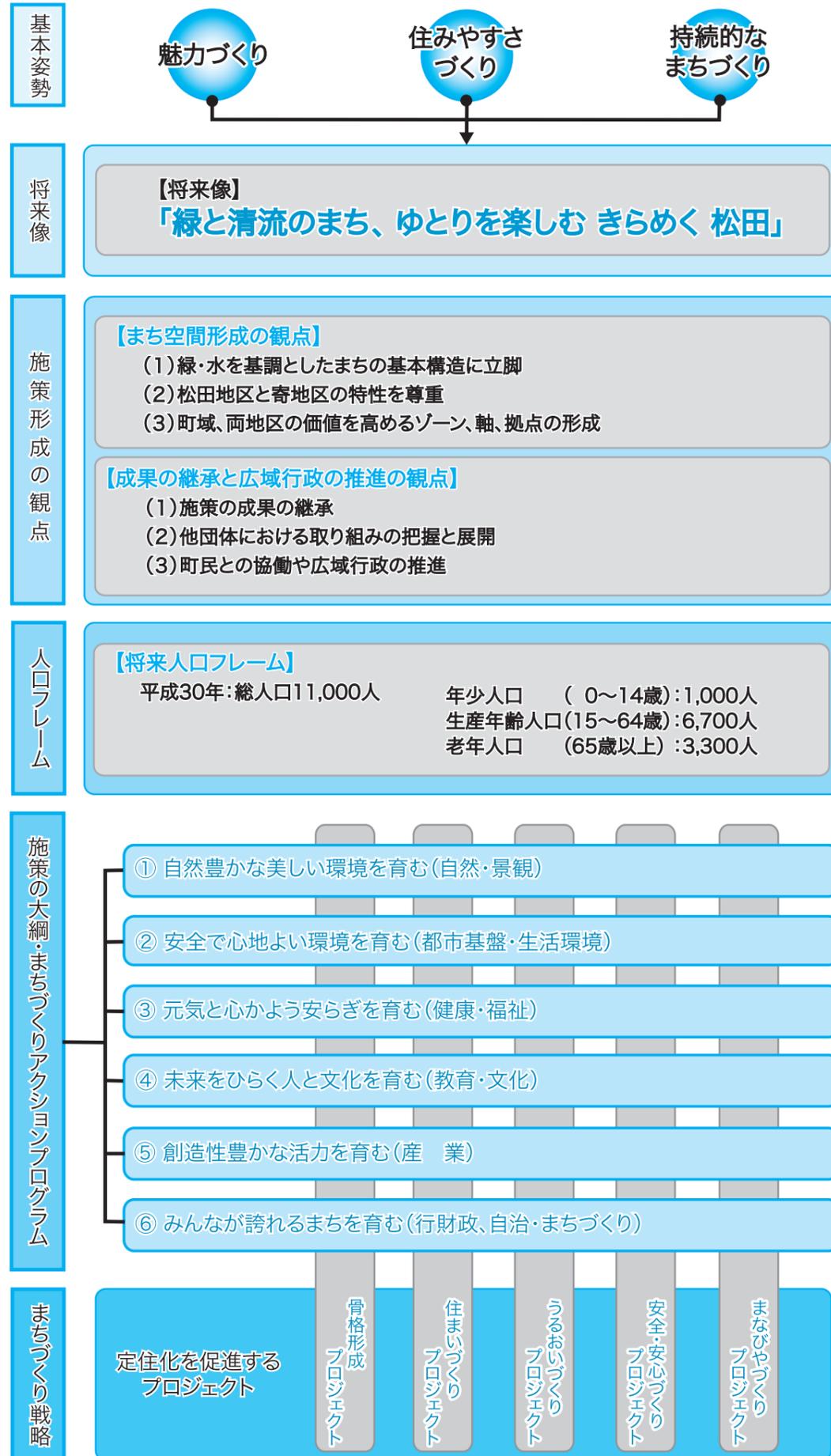
将来像の実現を支える6つの柱（目標）別取り組み

第1章 自然豊かな美しい環境を育む【自然・景観】	2
・第1節 緑と清流を活かした環境づくり	2
1. 土地利用	
2. 河川・砂防・治山	
3. 景観	
・第2節 環境に配慮したまちづくり	9
1. 自然環境の保全	
2. ごみ処理対策	
第2章 安全で心地よい環境を育む【都市基盤・生活環境】	16
・第1節 暮らしやすい生活環境づくり	16
1. 新松田駅・松田駅周辺の整備	
2. 骨格的道路網（国道・県道、幹線町道）と生活道路	
3. 公共交通（鉄道、路線バス、コミュニティバス）	
4. 公園・緑地	
5. 住宅対策	
6. 水道事業	
7. 下水道・生活排水施設整備	
・第2節 安全・安心なまちづくり	30
1. 消防・救急	
2. 防災対策	
3. 防犯対策	
4. 交通安全対策	
5. 消費者の保護	
第3章 元気と心かよう安らぎを育む【健康・福祉】	44
・第1節 生き生きと暮らせるまちづくり	44

1. 健康づくりと地域医療	
2. 地域福祉	
3. 社会保障	
・第2節 多様な福祉サービスの提供	54
1. 児童福祉	
2. 高齢者福祉	
3. 障害児・障害者福祉	

第4章 未来をひらく人と文化を育む【教育・文化】	64
・第1節 次代を担う人づくり	64
1. 幼児教育と学校教育	
2. 青少年健全育成	
・第2節 いつでも、だれもが学べる環境づくり	70
1. 生涯学習	
・第3節 豊かな文化の創造とスポーツの振興	72
1. 地域文化の創造	
2. スポーツ・レクリエーション	
第5章 創造性豊かな活力を育む【産業】	78
・第1節 魅力ある農林業の振興	78
1. 農林業の振興	
・第2節 活力を創造する商工業の振興	81
1. 商工業の振興	
・第3節 地域の資源を活かした観光の振興	84
1. 観光の振興	
第6章 みんなが誇れるまちを育む【行財政、自治・まちづくり】	88
・第1節 町民・地域自治を育む	88
1. 地域コミュニティと自治の育成	
2. 町民参加・主体のまちづくり	
3. 人権・男女共同参画	
・第2節 創造的な行財政運営の推進	95
1. 行政運営	
2. 財政運営	
3. 広域行政	
・参考 財政推計	102

施策形成の概念図



まちづくり戦略：定住化に向けたプロジェクト別の取り組み一覧

【骨格形成プロジェクト】

- ・新松田駅南口駅前広場等の効率的・効果的な整備(P 17)
- ・新松田駅北口周辺整備のあり方についての検討、調査・計画(P 17)
- ・町内循環バス(デマンドバス)の本格運行に向けた地域公共交通会議の開催等(P 21)
- ・生活排水処理施設整備事業の推進(P 29)

【住まいづくりプロジェクト】

- ・良好な住宅地の整備・促進(P 3)
- ・景観行政団体への移行、景観計画の策定・推進(P 8)
- ・地区計画、まちづくり協定、建築協定の支援(P 8)
- ・町営住宅の建設(P 25)
- ・民間等による町営住宅供給の調査・研究(P 25)
- ・民間住宅建設等促進制度の検討(P 25)
- ・民間住宅の建設促進、良好な住宅地開発の誘導(P 25)

【うるおいづくりプロジェクト】

- ・環境教育の推進(P 10)
- ・花とみどりいっぱい事業(P 12)
- ・農産物加工品(特産品)の開発・推進(P 79)
- ・地産地消の強化・推進(P 79)
- ・有害獣被害防護柵の維持・管理・整備(P 79)
- ・桜まつり等の各種イベントの実施(P 82)
- ・地場製品の販売(P 82)
- ・特産品開発事業補助(P 83)
- ・新松田駅前等の基盤整備事業に伴う商店街の活性化についての検討(P 83)
- ・広域観光圏による観光振興(P 85)
- ・テレビなどのメディアやインターネット等を活用した宣伝(P 85)

【安全安心づくりプロジェクト】

- ・地域防災計画の見直し(P33)
- ・自主防災組織の育成・支援(P33)
- ・地域での高齢者や障害児・障害者の避難などの支援(P33)
- ・耐震改修促進計画の推進(P34)
- ・交通安全施設と交通環境の整備(P38)
- ・特定健康診査・高齢者健康診査・保健指導の実施(P46)
- ・がん検診の実施(P46)
- ・子宮頸がん等ワクチン予防接種事業の啓発の推進(P46)
- ・新型インフルエンザワクチン予防接種事業の啓発の推進(P46)
- ・地域主体の「たすけあい」「ささえあい」活動の確立(P49)
- ・小児医療費の助成・支援対象の検討(P55)
- ・子ども手当の支給(P55)
- ・認知症サポーター事業(P58)
- ・高齢者生活支援等サービスの充実(P59)
- ・地域を単位とする自主的介護予防事業への支援(P59)

【まなびやづくりプロジェクト】

- ・教育のあり方の検討(P65)
- ・松田小学校整備事業(P65)
- ・幼児・児童・生徒、教員相互間の交流事業の実施(P65)
- ・学習支援・介助員配置事業(P66)
- ・給食費保護者負担軽減措置補助金(P66)
- ・松田の自然・文化を活かした事業の実施(P71)
- ・地域コミュニティ活動団体の育成・支援(P89)

※この一覧は、基本構想の将来像の実現、定住化に向けて、平成23年度から30年度までの8年間で取り組むべき事業としてまちづくりアクションプログラムに位置付けた取り組みを抜粋したものです。

第1章

自然豊かな美しい環境を育む

【自然・景観】

実行計画の見方

・まちづくりアクションプログラムにおける実行計画については、平成23年度から30年度の8年間を見すえながら、平成23年度から26年度の4年間の前期計画での取り組みを示しています。

・実行計画における「重点施策」「まちづくり戦略」については…
重点施策：平成23年度から26年度までの4年間で取り組む分野別前期計画のなかで重点的に取り組むべき施策

まちづくり戦略：基本構想の将来像の実現、定住化に向けて、平成23年度から30年度までの8年間で取り組むべき事業

まちづくり戦略については、取り組みのなかで「◎」で表現してあります。

第1章

自然豊かな美しい環境を育む

【自然・景観】

第1節 緑と清流を活かした環境づくり

1. 土地利用 「1-1-1」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

建物の更新や新たな土地利用が順次行われつつありますが、無秩序な開発は行われず、都市的な土地利用と自然的な土地利用が調和し、良好な市街地の発展と自然環境の保全が図られています。

未利用町有地の有効活用等により、地域の個性を活かしたまちづくりが進められ、良好な生活環境が保たれた快適なまちが形成されています。

【基本目標】

町の健全な発展と、町民が誇りをもって住み続けることができる、魅力ある都市環境の形成や自然環境の保全をめざし、広域的な土地利用の動向と地域特性を踏まえながら、適正かつ合理的な土地利用を進めるとともに保全を図ります。

【現況と課題】

- 人口減少が全国的に進むなかで、神奈川県全体では増加の傾向となっていますが、松田町の人口は平成7年を境にして緩やかな減少傾向が続いており、今後、限られた町土をどのような土地利用方針で利用または保全していくかという新たな課題があります。
- 既成市街地においても、空き家や空き店舗等の問題だけでなく、更新時期を迎えた建物の再編や土地利用転換にあたり、今後どのような都市構造をめざし、どのような土地利用を誘導していくかという都市計画的なビジョンも求められ、地域の課題に対応した新たな土地利用規制を検討し、誘導することも求められています。
- 町の魅力を創出し、活性化を促進する要素としては、鉄道駅周辺における基盤整備水準の向上や中心市街地のまち並み形成、充実した商業施設等の配置といった問題についても重要な課題となっています。
- 国土（地籍）調査の実施については、国が積極的な支援・推進を行っていますが、松田町においても早期の再開に向けた検討が求められています。
- 採石跡地の利活用については、みどりの協定^(*)や県土地利用調整条例等の土地利用の規制・誘導による課題があります。

* みどりの協定：法令の許可や届出を必要とする、開発行為または建築行為を行う方が、その行為の許可や届出などを行う際、自然環境の維持や回復のため、敷地内の緑の維持について締結していただくものを「みどりの協定」といいます。

【基本目標指標】

項目	平成22年	平成26年目標
国土（地籍）調査の実績（累計）	42ha	52ha

【実行計画の内容】

施策	①総合的な土地利用の推進	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
方針・目標	社会情勢の変化や地域の課題等に対応するため、必要に応じて松田町特定地域土地利用計画 ^(*) や都市計画等の見直しを進めます。 また、採石跡地の利活用については、みどりの協定や県土地利用調整条例等の土地利用の規制・誘導による課題をクリアし、民間活力の導入方法などを含め、環境に配慮した土地利用を図ります。								
取り組み	実施主体	実施期間							
都市計画（線引き等）の見直し	町	第7回見直し				第8回見直し			
松田町特定地域土地利用計画の見直し	町	計画の見直し				計画の見直し			

* 松田町特定地域土地利用計画：都市計画区域外の地域における土地利用の方針について、施設立地型（3,000㎡以上）を検討する「利用検討ゾーン」と自然環境を保全する「保全ゾーン」に区分し、土地利用を図る計画です。

施策	②新時代に向けた積極的な土地利用の推進 〈重点施策〉	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
方針・目標	定住化対策として、良好な住宅を促進するため、未利用町有地、町営住宅跡地、旧砂利線跡地などの有効活用や新設改良を必要とする道路の整備により未利用地の活性化を進め、また、民間活力の導入も検討し、新時代の町民ニーズに対応した土地利用を進めます。 かねてからの懸案となっている、旧老人憩いの家跡地周辺の土地の利活用については、最終的な方針を出して解決を図ります。								
取り組み	実施主体	実施期間							
◎まちづくり戦略 良好な住宅地の整備・促進	事業者 町	町有地等の有効活用の評価・見直し				民間活力の導入等による有効利用			
自然環境に配慮した開発事業の誘導	町	開発事業の適正な誘導							
旧老人憩いの家跡地整備事業	町	土地の整理							

施 策		③国土（地籍）調査の推進							
方針・目標	土地の境界・面積等の実態を明確にし、土地取引の円滑化や災害復旧を容易にするため、地籍調査を進めます。既成市街地を中心に概ね10haごとに調査の推進を図ります。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
国土（地籍）調査の推進	町	調査の推進・評価			→				



2. 河川・砂防・治山 「1-1-2」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

河川の護岸や砂防・治山施設の整備が順次進められた結果、災害への対応として、水害や土石流などから生命、財産を守る機能が向上しました。
また、小河川・水路の改修により身近な生活環境の向上が図られています。

〔基本目標〕

安全でうるおいのある河川空間を創造するため、治水機能とともに動植物の生態系を考慮し親水性を踏まえた、護岸整備を県に要望します。
土石流などによる被害を防止するため、砂防施設、治山施設の計画的な整備促進を県に要望します。
小河川、水路の点検・整備を図り、機能の向上を図ります。

〔現況と課題〕

- 松田町には、神奈川県が管理する二級河川の中津川、虫沢川、酒匂川や川音川の4河川があります。
- 酒匂川や川音川では親水広場が整備され、グラウンドやパークゴルフ場として多くの町民に利用されているほか、中津川では地域の環境に配慮した生物の住息環境などが整備されています。
- 二級河川においては、護岸の未整備箇所がみられるほか、河床低下や土砂堆積、草木の繁茂による河川機能の低下や河川環境の改善に向けた対応を進めていく必要があります。
- 山間地での土石流などの被害を防止するための砂防、治山施設の整備のほか、町管理の小河川や水路などの改修や維持管理を促進していく必要があります。

〔基本目標指標〕

項 目	平成 22 年	平成 26 年目標
河川・砂防・治山施設の整備		県に対して積極的に要望し地域との調整を継続的に図っていきます。



【実行計画の内容】

施 策		①河川・砂防・治山施設の整備							
方針・目標	河川の氾濫等の災害を防止するため、護岸整備の促進や河床整理等を進めるとともに、土石流などの被害を防止するため砂防指定河川の計画的な整備を進めます。 また、山間地の地すべりや土石流などの被害を防止するため治山事業を進めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
県に対して積極的に要望し、地域との調整を図る	県 町	継続要望・調整				→			

施 策		②小河川・水路の点検・整備							
方針・目標	小河川・水路の点検を実施し計画的な整備を進めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
点検や計画的な整備・推進	町	計画的整備の推進				→			



3. 景 観 「1-1-3」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

景観行政団体への移行に伴い景観計画の策定も行われ、魅力的なまち並みや景観の形成に向けた取り組みがスタートし、計画にもとづき町・町民・事業者等が一体となって、各々が景観に貢献していくという意識が高まり、良好な景観の保全や形成に向けた取り組みが進められています。

【基本目標】

地域主体の景観づくりを推進するため、景観行政団体への移行、景観計画の策定をめざします。良好な景観の形成・保全を図るため、景観計画の区域を定め、景観重要公共施設等（建造物、樹木）の指定や必要な規制を検討します。
その他必要に応じ地区レベルで計画的な市街地やまち並みが形成・保全されるよう制度等の検討に努めます。

【現況と課題】

- 平成16年に景観法が新たに制定され、景観そのものの整備・保全に関する法律が整備され、神奈川県ではおおむね平成24年度までに県内全ての市町村が景観行政団体（景観行政を独自に担う団体）となることを目標にしており、景観行政団体となった市町村の数は全国でも最先端を進んでいます。
- 松田町でも、景観行政団体への移行と景観計画の策定を推進することが求められており、魅力あるまちづくり・景観づくりに向けて良好な自然景観の保全や、地域の個性ある景観づくりの核として景観上重要な建造物（建築物や工作物）、樹木等の保全等を適切に行っていく必要があります。
- その他市街地における都市景観においても、魅力的な市街地が形成されるよう必要な支援を行う必要があります。

【基本目標指標】

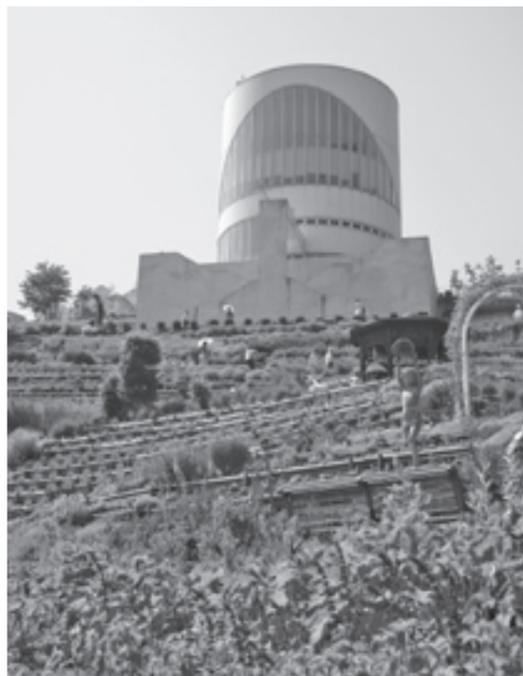
項 目	平成22年	平成26年目標
景観計画の策定状況	策定準備	計画の推進



【実行計画の内容】

施 策		①景観行政団体への移行、景観計画の策定・推進 〈重点施策〉							
方針・目標		景観計画を定めることにより、景観の整備や保全に努めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎まちづくり戦略 景観行政団体への移行、景観計画の策定・推進	町	団体への移行 →				計画策定・計画の推進 →			

施 策		②魅力的なまち並みの整備 〈重点施策〉							
方針・目標		地域の特性に応じ、計画的な市街地やまち並みの形成や支援に努めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎まちづくり戦略 地区計画、まちづくり協定、建築協定の支援	町民事業者 町	計画・協定の支援 →							



第2節 環境に配慮したまちづくり

1. 自然環境の保全 「1-2-1」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

環境美化推進委員会を中心に、環境パトロールが実施されています。
また、子ども会・各種団体等の参加による中津川・酒匂川・川音川の河川清掃も引き続き実施され、ごみのポイ捨て防止運動など環境美化の意識向上が図られています。
また、町公用車においては、環境に配慮した低公害車等の導入が進んでいます。

【基本目標】

松田町の森林や清流などの自然環境は、町域のみならず丹沢山系の貴重な資源であるという観点に立ち、生活の基盤で豊かな恵みの源である自然環境を守るとともに、自然の魅力を活かし、かつ損なうことなく次代に継承していくため、多様な自然とふれあいを享受できる場の整備に努めます。

環境美化の意識づくりでは、環境問題に対する一人ひとりの意識を高めるため、普及活動の推進に努めるほか、ごみのポイ捨て防止などマナーやモラルの向上、不法投棄防止対策に取り組み、環境にやさしいまちづくりを進めます。

【現況と課題】

- 平成 17 年 2 月に京都議定書が発効されるなど、環境問題は地球規模の大きな課題として認識されています。
- 松田町は豊かな自然環境に恵まれています。都市化の影響や林業の衰退によって森林の荒廃や水環境の悪化が顕在化しています。
- こうした状況を踏まえ、県では寄地区を水源地域として水源かん養^(*)など森林の持つ公益的機能を高める「水源の森林づくり」に取り組んでいます。
- 松田町でも水質保全対策など良好な自然環境を保護するとともに自然と共生した地域づくりを進めていく必要があります。
- 清潔できれいな環境を創出・保全していくために、町では環境美化推進委員と連携して、地域における環境美化に努めています。また、足柄上地区では、県と各市町が連携して不法投棄撲滅運動を展開していますが、生活様式の多様化とモータリゼーション^(*)の普及にともない、県道、町道、農道などに接している山間地や沢・河川など広範囲にわたり廃棄物の不法投棄が増えているのが現状です。
- このための環境パトロール員を配置して、不法投棄の防止と撤去に努めていますが、多額の費用を要することから、地域住民の協力による不法投棄撲滅に向けた取り組みを強化する必要があります。

*水源かん養：雨水、積雪などを土壌や植生にしみこませて、水資源として確保したり、洪水や土砂崩れを防止したりすることです。

- また、暮らしを取り巻く様々な環境問題を解決するため、町民一人ひとりが身近な問題として捉え、地域ぐるみによる住みよい環境づくりを展開していく必要があります。
- 町においても自然環境への負荷の軽減に向けて、公用車は、低公害車や低燃料車、電気自動車などの導入を積極的に進め、自然環境にやさしいまちづくりを進めていく必要があります。

* モータリゼーション：自家用車の普及や大衆化。

〔基本目標指標〕

項目	平成22年	平成26年目標
太陽光発電による総発電能力	120kw	440kw
環境美化運動への参加者数	930人	1,000人

〔実行計画の内容〕

施策		①水環境の保全や美化運動への連携づくり								
方針・目標		寄地区における生活排水処理施設の整備による水源汚濁の防止に努めます。また、水源地域などの廃棄物の不法投棄に対し、町民や関係機関との連携による防止体制を進めます。町民の環境美化意識の向上を図るため、自治会・各種団体・企業やボランティアなどとの連携による地域ぐるみの環境美化を進めます。								
取り組み	実施主体	実施期間								
		23	24	25	26	27	28	29	30	
美化キャンペーンや不法投棄パトロールの実施	町	事業の実施・見直し								
酒匂川統一美化キャンペーン 丹沢大山クリーンキャンペーン等による啓発・普及の推進	町	啓発の普及推進								

施策		②環境保全意識の向上〈重点施策〉								
方針・目標		自然観察などによる環境教育を進めることにより、自然環境の保全に関する意識の向上に努めます。								
取り組み	実施主体	実施期間								
		23	24	25	26	27	28	29	30	
◎まちづくり戦略 環境教育の推進 (星空観察教室・自然観察教室などの実施)	町	環境教育の推進								

施策		③自然と人の豊かなふれあいの確保								
方針・目標		生態系に悪影響を与えないよう十分留意しながら、自然と親しむハイキングコース・遊歩道などの計画的な整備・改修を進めることにより、自然保護への意識の高揚に努めます。								
取り組み	実施主体	実施期間								
		23	24	25	26	27	28	29	30	
ハイキングコース・遊歩道の整備・維持修繕(後掲P85)	町	重点改修 維持修繕			重点改修			重点改修		

施策		④地球環境対策								
方針・目標		二酸化炭素の排出量を削減するため、町民や事業者に対し、主体的な取り組みを進め、資源やエネルギーを大切にすまのの実現に努めます。住宅用太陽光発電システムの設置を推進します。								
取り組み	実施主体	実施期間								
		23	24	25	26	27	28	29	30	
地球温暖化防止実施計画 ^(※1) の推進	事業者	計画の推進								
住宅用太陽光発電システム設置の推進	町	設置の推進								
電気自動車にかかる軽自動車税の免除	町	制度導入の検討								

※1 地球温暖化防止実施計画：「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、地方公共団体に、温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画の策定が義務づけられたことを受けて、平成15年10月に、「神奈川県地球温暖化防止実行計画」が策定されました。

施策		⑤ごみのポイ捨て防止や不法投棄の防止								
方針・目標		「松田町まちづくり条例 ^(※2) 」の周知・啓発を進め、吸殻などのポイ捨て防止やペットの飼い主のモラル、マナーの向上に努めます。また、地域における監視・パトロール体制を強化するとともに、警察・県などの関係機関との連携に取り組み、ごみの散乱防止、不法投棄防止対策を進めます。								
取り組み	実施主体	実施期間								
		23	24	25	26	27	28	29	30	
環境パトロール業務委託	町	事業の実施 事業の見直し・実施								
不法投棄パトロールの実施	町	事業の実施 事業の見直し・実施								

※2 松田町まちづくり条例：「良好な自然景観の保全と快適な生活環境の確保」を基本理念とし、町民と町が一体となってまちづくりを推進することを目標に、平成8年12月に制定された条例。真に快適でおいしい生活環境を創出するため、まちづくり全般に幅広い規定を設け、個性を活かした魅力あるまちづくりをめざします。

施 策		⑥花とみどりづくりの推進 〈重点施策〉							
方針・目標		市街地の公共用地や荒廃農地などを活用し、緑を活かしたうるおいのある生活環境を創出することにより、町民の緑化意識の向上に努めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎まちづくり戦略 花とみどりいっぱい事業	事業者 町	事業の実施・見直し				→			



2. ごみ処理対策 「1-2-2」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

廃棄物の3R運動^(※1)の推進・分別・排出抑制が進んだため、資源の有効活用と廃棄物の減量化が図られています。
また、足柄東部清掃組合への廃棄物の搬入が減少したため、処理施設・最終処分場の延命が図られています。

〔基本目標〕

快適な生活環境のまちづくりに向けて循環型社会をめざし、限られた資源の有効活用と更なるごみ減量化を進め、町民、事業者、町が一体となって連携を強化し、分別回収の徹底と資源回収などのリサイクル制度の周知を進めます。

〔現況と課題〕

- これまでの社会経済活動が、大量生産・大量消費・大量廃棄型であり、現在その影響により環境への負荷が高まっています。また、廃棄物・リサイクル対策を取り巻く状況として、人口の減少により廃棄物の発生量は微減しています。現況としては、廃棄物の分別は多様化しており廃棄物の処理施設や最終処分場のひっ迫などの問題が生じています。このような問題を解決していくには、環境の負荷の低減をするための施策に取り組む必要があります。
- 循環型社会形成推進基本法などにもとづき、町民一人ひとりが廃棄物などの発生を抑制するとともに、再使用や再利用を進めることにより減量化、資源化を周知していく必要があります。
- 3R運動の推進のため、廃食用油の回収・資源化（バイオ燃料^(※2)（BDF））を進めます。

※1 3R運動：リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）のそれぞれの頭文字（R）を取って3Rと呼ばれ、有限な資源を守り育てることを目的とした運動のこと。

※2 バイオ燃料：生物体（バイオマス）の持つエネルギーを利用したアルコール燃料、その他合成ガスのことで、二酸化炭素の総排出量が増えないと言われていることから、主に自動車などを動かす石油燃料として注目されています。

〔基本目標指標〕

項 目	平成 22 年	平成 26 年目標
リサイクル率（カン・ビン・古紙類・古布類・ペットボトル・容器包装プラスチック類）	21%	30%
1人が1日に家庭から排出するごみの量	930g	860g

【実行計画の内容】

施 策		①ごみ収集・処理対策								
方針・目標		収集カレンダーの配布やイベントなどを通じて、ごみの分別意識の向上を図り、ごみの分別収集の徹底を進めます。 一般家庭系、事業系ごみの分別排出の徹底を進めるとともに、集積所周辺の環境美化に対する指導を強化します。 ごみの資源化、減量化を進めるとともに、再使用、再利用の啓発を図るなど、3R運動の推進に努めます。								
取り組み	実施主体	実施期間								
		23	24	25	26	27	28	29	30	
ごみの分別収集の推進	町	事業の推進				→				
町民意識の高揚	町	事業の推進				→				
資源ごみの実情に合わせた分別収集と3R運動の推進	町	3R運動の推進				→				



第2章

安全で心地よい環境を育む 【都市基盤・生活環境】

実行計画の見方

- まちづくりアクションプログラムにおける実行計画については、平成23年度から30年度の8年間を見すえながら、平成23年度から26年度の4年間の前期計画での取り組みを示しています。
- 実行計画における「重点施策」「まちづくり戦略」については…
 重点施策：平成23年度から26年度までの4年間で取り組む分野別前期計画のなかで重点的に取り組むべき施策
 まちづくり戦略：基本構想の将来像の実現、定住化に向けて、平成23年度から30年度までの8年間で取り組むべき事業
 まちづくり戦略については、取り組みのなかで「◎」で表現してあります。

第2章

安全で心地よい環境を育む 【都市基盤・生活環境】

第1節 暮らしやすい生活環境づくり

1. 新松田駅・松田駅周辺の整備 「2-1-1」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

新松田駅南口周辺の整備により交通機能が改善され、南口利用者が安全で便利に利用できる環境が整っています。

また、新松田駅北口周辺整備の検討が進められ、安全性や利便性の向上、中心市街地の活性化、魅力の創出等につながる施策が段階的に行われています。

【基本目標】

駅周辺地区は、駅前広場・道路等の基盤整備事業や都市計画制度等の導入を総合的に推進することによって、交通結節点としての立地特性を活かした広域的な玄関口としての機能を高め、町の中心市街地として都市機能の向上と魅力の創出を図ります。

【現況と課題】

- 現在の駅周辺地区は、古くから市街地が形成されてきたことから、駅前広場や幹線道路の整備水準が十分でなく、交通機能の改善や中心市街地の活性化、利便性の向上、魅力の創出等が重要な課題となっています。
- こうした状況を踏まえ、駅周辺地区における総合的な機能の更新を図るため、新松田駅南口への改札口開設にともない、町では現在、大規模事業として新松田駅南口駅前広場等の基盤整備事業を推進していますが、関連事業として県道711号線（小田原松田線）の歩道設置事業についても引き続き県により事業の推進が図られる必要があります。
- 今後も、駅周辺の総合的な整備のあり方について検討を進める必要がありますが、特に町の玄関口である新松田駅北口のあり方や整備手法等については、具体的な方向性を定めることが求められています。
- 町民アンケート調査での今後の取り組みの必要性が高い、新松田駅南口駅前広場等整備事業の早期完成とともに、新松田駅北口周辺整備の検討を進めていく必要があります。

【基本目標指標】

項目	平成22年	平成26年目標
新松田駅南口駅前広場等整備事業の進捗率	57%	100%
新松田駅北口周辺整備の検討	準備・研究	調査・計画検討

【実行計画の内容】

施策	①新松田駅南口駅前広場等整備事業の推進 〈重点施策〉								
方針・目標	関係機関と調整を取りながら今後も引き続き事業を進め、早期の供用開始に努めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎まちづくり戦略 効率的・効果的な整備	町	整備事業完了				→			

施策	②新松田駅北口周辺整備の検討 〈重点施策〉								
方針・目標	新松田駅北口や駅周辺の整備について検討を行い、調査・計画を進めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎まちづくり戦略 整備のあり方について検討、調査・計画	町民 事業者 町	あり方検討				～ 調査・計画 →			

施策	③地区計画等まちづくり手法の導入に向けた検討								
方針・目標	地域の特性に応じ、新松田駅北口や南口において計画的な市街地やまち並みの形成に努めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
新松田駅周辺地区 地区計画導入構想	事業者 町	地区計画の導入に向けた検討				→			



2. 骨格的道路網（国道・県道、幹線町道）と生活道路「2-1-2」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

県道や町道の新設・改良等が順次進められてきた結果、道路の利便性や安全性が徐々に向上されています。便利で安心して利用できる道路の整備に向け、継続した取り組みが行われています。
また、新東名高速道路の事業が進行しています。

〔基本目標〕

生活や産業活動を支える道路づくりは、県道などの主要路線では拡幅改良・歩道の整備やバリアフリー化^(*)を進めるとともに、良好な道路景観を推進します。
町道や生活道路は幹線道路整備との連携、緊急度・優先度を考慮し、生活の利便性の向上や安全性の確保に努めます。

〔現況と課題〕

- 道路網では、東名高速道路や国道246号、255号、主要地方道を含めた県道5路線が骨格的な道路として通っていますが、寄地区へは幹線道路が1路線しかなく、急傾斜の山間地を通る道となっています。
- 町内道路においては、県道でも歩道がない路線やバリアフリー化^(*)されていない箇所があるほか、渋滞の緩和や交通安全などの視点から交差点の改良などを進めていく必要があります。
- 町道では道路幅員が狭く、歩道のないところも多く、安全性や利便性、防災面などを踏まえると、町道や生活道路の拡幅・改良を進めていく必要があります。
- 定住化の促進や未利用地の活性化にあたり、道路の新設・改良が必要な地域については計画的な整備を行う必要があります。
- 道路台帳の整備、橋梁の長寿命化や耐震化を進め、道路や付属施設、橋梁などの計画的な維持管理に努めていく必要があります。

* バリアフリー化：道路や建物等における物理的な障壁のほか、高齢者や障害者等の社会参加を困難にしている制度的、心理的な見えない障壁を取り除くこと。

〔基本目標指標〕

項目	平成22年	平成26年目標
町道の面積(全体)：新設・拡幅改良等	346,000㎡	347,000㎡

〔実行計画の内容〕

施策		①道路網の整備							
方針・目標	都市基盤としての道路整備を促進し、交通需要に対応した道路計画・整備について、関連機関と調整します。新東名高速道路や国道246号バイパス計画については、連絡道路の計画を確立するよう関係機関に要望します。県道については、県道711号線（小田原松田線）の歩道設置事業の継続ほか県道の線形改良・拡幅・歩道設置などを県に要望します。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
関係機関に対して積極的に要望し、地域との調整を図る	国・県 町	関係機関と調整・要望			→				

施策		②町道・生活道路の整備推進、橋梁の計画的な維持管理							
方針・目標	幅員が狭小な道路の拡幅などに努めるとともに道路の維持管理の充実を図り、安全性・利便性を備えた道路の整備を進めます。また、定住化の促進や未利用地の活性化のために必要とする新設改良路線について計画的な整備を進めます。橋梁については、平成23年3月に橋梁長寿命化修繕計画を策定したことにより、長寿命化や耐震化を計画的に進めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
町道等の効率的・効果的な整備	町	計画的な整備の評価・見直し			→				
橋梁の効率的・効果的な維持管理	町	計画的な維持の実施・見直し			→				



3. 公共交通（鉄道、路線バス、コミュニティバス）「2-1-3」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

小田急線新松田駅を中心とした地域公共交通の利便性が向上し、デマンドバス^(*)の導入による路線バス空白地帯等の補完が進み、環境にやさしく、誰もが利用しやすい地域交通ネットワークが充実しています。

〔基本目標〕

松田町の公共交通の充実・確保を図るため、小田急線等の運行体制の充実に努めます。
また、路線バスの維持と同時に、定住化施策事業のデマンドバス^(*)運行を実施し、交通弱者等の対策を進め、公共交通サービスの向上に努めます。

〔現況と課題〕

- 地域公共交通については、JR 御殿場線、小田急線や路線バスが運行しています。
- 小田急線等の運行体制の充実やバスの経路や本数等、地域公共交通の利便性の向上に課題が残っており、地域の公共交通の充実・確保が必要です。
- 第一生命の機能移転等にともない、路線バスの減便が危惧されるため、路線バスの維持と同時に、「デマンドバス^(*)運行」の本格導入に取り組み、地域公共交通の充実・確保を進める必要があります。
- 松田町では、地域公共交通との連携を踏まえ、学生等を対象に富士急湘南バスの路線バスにおける通学定期助成事業を平成21年8月から実施しています。

* デマンドバス：バス等の定時定路運行に対して、デマンド（＝特定の需要）によって運行するバスです。

〔基本目標指標〕

項目	平成22年	平成26年目標
公共交通との連携に伴うデマンドバスの導入台数	導入準備中	2台



〔実行計画の内容〕

施 策		①鉄道運行体制の充実							
方針・目標	町民に利用しやすい新松田駅・松田駅にするために、各市町と連携して鉄道事業者へ運行時間の延長や列車本数の増加を継続的に要望して、町民への利便性を高めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
鉄道事業者への要望の継続	関係市町 町	関係市町と連携した継続的な要望活動 —————▶							

施 策		②バス交通の充実 〈重点施策〉							
方針・目標	路線の整備拡充や運行本数の増便、東名バスの有効利用など関係機関に要望します。 高齢者や障害児・障害者がスムーズに乗り降りできるようなノンステップバスなど、人にやさしいバスへの切り替え促進をバス事業者へ働きかけます。 環境等に配慮した持続可能な移動手段として、町民からの要望の高い町内循環バス（デマンドバス）の導入を図ります。 また、バス交通の利便性の向上のため、近隣市町や事業者と広域的にデマンドバスの検証を実施します。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
路線バスの運行維持対策の推進	事業者 町	継続的要望の実施 —————▶							
◎まちづくり戦略 町内循環バス（デマンドバス） の本格運行に向けた地域公共交通会議の開催等	町民 事業者 町	社会実験運行 （3年間） —————▶ 本格運行 —————▶							



4. 公園・緑地 「2-1-4」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

公園や児童遊園地の計画的な施設整備や維持管理により、誰もが身近に、気軽に利用できる環境が整っています。
また、緑化推進活動を通じて緑化意識の高揚が図られ、町民の自主的な緑化への取り組みが行われています。

〔基本目標〕

自然とのふれあい、憩い、軽スポーツ、レクリエーションの場としての公園や児童遊園地の充実を進めるとともに、計画的な施設の整備と維持管理に努めます。
また、緑化推進活動を通じて町民自ら緑を守り育てる担い手となるよう、緑化に対する意識の高揚を図ります。

〔現況と課題〕

- 松田町は豊かな森林を抱え、市街地には酒匂川、川音川の二大河川による水辺空間が形成されているなど自然環境に恵まれており、都市計画公園やその他の公園 11 箇所、児童遊園地 11 箇所が整備されています。
- 今後、高齢化の進行や余暇時間の増大など社会環境の変化にともない公園利用者の増加が予想され、さらに町民の健康志向の高まりや防災に対する意識の高揚などから、公園に求められる機能も多様化し、誰もが利用しやすい魅力ある公園の整備と適正な配置が求められています。
- 一方、都市化の進展にともなう空地や農地の減少などで、用地の確保が困難な状況です。このようなことから、今後も、町民のやすらぎやうるおいの創出、環境空間づくりを検討するとともに、公園や児童遊園地の維持管理が必要となっています。また、緑化推進活動を通じて町民自ら緑を守り育てる担い手となるよう、緑化に対する意識の高揚に向けての取り組みが必要となっています。

〔基本目標指標〕

項目	平成 22 年	平成 26 年目標
町民 1 人当たりの公園・緑地面積	16.8㎡	17.8㎡
町の樹（き）「桜」の植栽本数	600 本	1,000 本

〔実行計画の内容〕

施 策		①公園などの整備・維持管理							
方針・目標	活力ある長寿社会の形成、健康の維持増進、コミュニティの形成などの多様なニーズに対応した公園や児童遊園地の施設整備と機能拡充を進めるとともに維持管理に努めます。 公園は町民全体の共有財産であるという認識を深め、利用マナーの向上を図るほか、町民の自主的な維持管理の継続を進めます。								
取 組 み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
最明寺史跡公園等の整備	町	検討	計画策定			整備			
児童公園・緑化の整備・推進	町	検討	計画策定			整備・推進			

施 策		②緑化意識の高揚と緑化の推進							
方針・目標	町民の緑化に対する認識を深めるため、広報紙やホームページによる啓発のほか、自治会や企業の協力により実施している花いっぱい運動の継続や、町の樹「桜」の植栽など緑化事業の推進に努めます。								
取 組 み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
緑化意識の高揚・緑化の推進	町	事業の推進							

施 策		③子どもの館の活動の充実							
方針・目標	子どもの夢と創造力を豊かに育てる文化環境の充実を図り、伝統文化の継承や文化活動の拡充に努めます。								
取 組 み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
子どもの館の活動の充実	町	事業の推進							

5. 住宅対策 「2-1-5」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

安心して住みやすい住環境が形成され、誰もが快適に暮らしています。
 高齢者や障害児・障害者にもやさしい安全で安心できる質の高い住宅が増えつつあります。
 また、民間事業等にあつては、松田町まちづくり条例による良好な住宅・宅地の誘導が進み、
 良好な住環境が形成されています。

〔基本目標〕

豊かで安全・安心な暮らしを実現する住宅・住環境づくりを進めます。
 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来を見すえた、地域特性を活かした対応を進めます。
 低経済成長を前提とした取組みや周辺環境と共生する住まいづくりを進めます。
 高齢者・障害児・障害者の方へも配慮した整備等を進めます。
 人口の定住化が促進されるよう良好な住宅地の形成や民間住宅の建設等を支援します。

〔現況と課題〕

- 松田町には、7団地 115戸の町営住宅があり、その構造としては1団地 16戸が耐火構造住宅、1団地の一部である 32戸が簡易耐火構造平屋建て住宅、その他はすべて木造住宅となっています。
- 河内住宅（16戸）は「松田町公営住宅等長寿命化計画」にもとづき屋上防水、外壁塗装などの維持管理を行います。河内住宅以外の住宅の入居者については、生活保障として、これらの入居者の移転先を確保し、移転の斡旋を進めます。これにより、借地に建設されている住宅については土地返還の促進を行い、仲町屋町営住宅については将来的に高度利用を図ります。
- 旧足柄家畜保健衛生所跡地は、河内住宅の隣接地であり、当該箇所に町営住宅を集約することで高度利用を図ることができることから、町営住宅の適地と考えており、当該県有財産を平成 23 年度に取得する予定です。
 そこに町営住宅を建設し、老朽化した町営住宅の入居者を移転することで、その跡地に中高層住宅団地等の高度利用を図り定住化促進を行うため、跡地利用について十分検討すると同時に、借地の返還も計画的に進める必要があります。
- 既存民間住宅の借上げによる町営住宅供給の促進を調査・研究していきます。既存民間住宅を借上げることにより、直接建設方式に比べ、土地の取得費、建設費等の多額の初期投資を必要とせず、効率的な町営住宅の供給が可能となります。また、既成市街地の民間住宅借上げにより、建替えや災害時等の一時的・緊急的需要への対応を含んだ地域の町営住宅需要の変化に対応した供給量調整も可能になります。ただし、それらを行うには効率的な仕組みの構築が不可欠であり、物件情報の収集等さまざまなルール整備が必要であり、町の実情を踏まえた検討・実践が求められるため、町と宅地建物取引業者等との連携した協議会を立ち上げる必要があります。
- 開発事業等により宅地の造成や共同住宅の建設が行われていますが、人口は緩い減少傾向にあり、民間活力の導入等による住宅の整備が促進されやすい環境の整備が必要となっています。また、良好な住宅地・住環境が形成されるよう、松田町まちづくり条例^(*)による良好な開発を誘導します。

〔基本目標指標〕

項目	平成 22 年	平成 26 年目標
町営住宅管理戸数	115 戸	104 戸
松田町まちづくり条例 ^(*) の対象となった良好な住宅・宅地開発の誘導実績	—	80 戸（4 年間）

* 松田町まちづくり条例：P11 参照

〔実行計画の内容〕

施策	①住宅の整備 〈重点施策〉	取り組み	実施主体	実施期間						
				23	24	25	26	27	28	29
方針・目標	河内住宅以外は、老朽化が激しく、また、借地に建設されているところは、退去後順次取壊し、町営住宅の再編を進め新たに町営住宅を建設します。また、テーマ性を持った新たな住宅地などの整備を進めます。 民間等による町営住宅供給の促進を調査・研究します。 民間活力の導入による住宅建設が促進されるよう支援に努めます。 定住化につながる定住促進事業の検討を進めます。									
◎まちづくり戦略 町営住宅の建設			町	土地購入・計画策定			建設			
老朽化した町営住宅の解体			町	解体の推進						
◎まちづくり戦略 民間等による町営住宅供給の調査・研究			事業者 町	調査・研究			計画策定・建設			
◎まちづくり戦略 民間住宅建設等促進制度の検討			町	制度検討			制度制定・運用			
◎まちづくり戦略 民間住宅の建設促進、良好な住宅宅地開発の誘導			事業者 町	事業の促進・誘導						



6. 水道事業 「2-1-6」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

安定供給を行うため、上水道は老朽管の布設替え、寄簡易水道は水源改修事業等を実施しています。

〔基本目標〕

町民の快適な暮らしを支え、いつでも安心して飲める水の安定供給を行うため、地震などの災害に強いライフライン^(*)として、施設整備を計画的に進めます。

経営の健全化を図るため事業・事務の効率的な執行に努め、新たな収納体制の構築を進めます。また、寄簡易水道事業については、企業会計の導入、上水道事業会計との統合について検討します。

〔現況と課題〕

- 今後も安定した給水を図るため、地域・地形条件を考慮しながら計画的な耐震化施設の整備・老朽化した水道管の布設替えを順次進めていくことが必要です。
- 諸施設の維持・管理コストの増大が予想されることから配水管に設置する小型発電機などの、新技術の導入による管理コストの削減の検討を進めていくことも必要です。
- 今後も引き続き、事業・事務の効率的な運営に努めるとともに、寄簡易水道事業の経営基盤の強化を図るため、地方公営企業法による企業会計の導入や上水道事業会計との統合についても検討する必要があります。また、生活様式が多様化したなかで、町民サービスの向上を図るため、新たな収納体制の構築についても検討する必要があります。

*ライフライン：電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必須の諸設備を言う。

〔基本目標指標〕

項目	平成 22 年	平成 26 年目標
上水道普及率	99.2%	100.0%

〔実行計画の内容〕

施 策		①施設整備と維持管理の充実（松田地区）							
方針・目標		老朽管や施設の耐震化計画等、整備を進め耐震化率を高めるとともに、水質管理の強化を図るため管理システム整備について検討します。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
老朽管の布設替え、施設の計画的な整備推進	町	計画的な整備・推進				→			
水質管理計画にもとづく水質管理	町	事業の推進				→			

施 策		②施設整備と安定供給（寄地区）							
方針・目標		安定供給するため、給配水管の計画的な布設替えと、施設改修などの耐震化事業を進めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
給水管の布設替え	町	事業の実施・推進				→			
耐震化に向けた施設整備の促進	町	事業の整備・促進				→			

施 策		③経営の健全化（松田地区）							
方針・目標		3年から5年ごとに料金体系を含め経営計画を立て、経営の健全化を図ります。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
水道料金適正化の検討	町	経営の健全化の推進				→			

施 策		④経営の健全化（寄地区）							
方針・目標		3年から5年ごとに料金体系を含め経営状況を分析し、料金の適正化について、企業会計の導入や上水道事業会計との統合の検討をします。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
水道料金適正化の検討	町	料金適正化の検討				統合計画検討			

7. 下水道・生活排水施設整備 「2-1-7」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

下水道整備事業が促進され、生活環境が向上されています。
小学生に対して下水道処理施設見学、下水道ふれあい祭りに継続的に参加していただき、下水道についての理解が深まり、自然環境にやさしい子どもたちが増えています。

〔基本目標〕

生活環境の向上、河川の水質保全、浸水の防除による安全性の確保という役割を担う下水道（汚水整備・雨水整備）は、公共下水道事業計画にもとづき事業を進めます。
供用区域においては、施設の維持管理の充実に努めるとともに、使用者の意識の高揚を図り未接続世帯に対して下水道管への接続を積極的に促し、接続率の向上に努めます。また、引き続き事務の効率化を図り事業運営に企業性を発揮した経営基盤の強化を進めます。
水源林地域である寄地区の生活排水処理施設の整備事業を計画的に進めることにより、生活環境の向上・水源環境の保全に努めます。

〔現況と課題〕

- 松田地区は事業を進めつつ、供用区域における施設の点検・補修など維持管理に努めるとともに、接続率の向上を図り、事業運営に企業性を発揮した経営の健全化に努める必要があります。
- 酒匂川流域処理場の維持管理コスト面からも、施設の点検調査が必要です。また、多量降雨時の浸水被害防止のために雨水排水施設整備も引き続き進める必要があります。
- 水源林地域である寄地区は、水源環境保全向上のためにも生活排水施設整備を進めていく必要があります。

〔基本目標指標〕

項目	平成22年	平成26年目標
下水道整備率（松田地区）	89.6%	100%
水洗化世帯（松田地区）	3,419世帯	4,497世帯
合併処理浄化槽世帯（寄地区）	110世帯	129世帯

〔実行計画の内容〕

施策		①松田地区の公共下水道事業の推進							
方針・目標	流域別下水道整備総合計画の見直しにともない、下水道計画の見直しを進め経営計画を立て料金の見直しをします。 公共下水道事業認可区域の整備・区域の拡大を図りながら、下水道の接続を進めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
下水道事業の推進	町	経営計画の実施				料金見直し			
下水道の接続を促進	町	事業の促進							

施策		②寄地区の生活排水整備〈重点施策〉							
方針・目標	生活排水処理施設整備計画に沿った処理施設の計画的な整備を進めます。松田町生活排水処理施設運営審議会の答申のもと地元説明をし、関係機関と調整し方針を決定します。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎まちづくり戦略 生活排水処理施設整備事業の推進	町	計画の見直し・検討・調整				整備推進			



第2節 安全・安心なまちづくり

1. 消防・救急 「2-2-1」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

消防団の活動拠点、装備品が充実し、団員の意識の高揚も図られ、平常時に行っている各種活動を通じ消防団の重要性が広く再認識され、地域住民・消防団・消防署が一丸となって有事に備えることにより、町民の方が安心して生活ができています。

〔基本目標〕

町民の安全・安心に対する期待や関心の高まり、消防需要の増大に対応するため、組織体制の強化を図るとともに、職員・団員の研修や訓練の充実による人材育成と、町民等に理解と協力を求めるため、広報広聴活動の強化を図ります。また、新たな需要に対応できる総合的な組織体制の充実強化を進めます。

町民に対し、火災予防に関する正しい情報の提供や防災意識の啓発を図るとともに、多様化する防火対象物や危険物施設等における安全確保の強化を進めます。

〔現況と課題〕

- 松田町の消防活動体制は、足柄消防組合の常備消防と松田町消防団の非常備消防が担っていますが、消防・救急業務が増大するなかで、災害や地震、台風などの自然災害、テロ等による特殊災害への対応など、消防の果たす役割が多様化し、それらに対応していく必要があります。
- 消防力の強化や消防施設、装備の充実を進めるとともに、消防団員の確保に努めながら、町民の安全な暮らしの実現に向けて継続的に取り組んでいく必要があります。
- 火災やその他の災害を未然に防止するとともに、被害を最小限度にくいとめるためには、町民一人ひとりの日頃の備えや地域との連携が必要です。
- 住宅用火災警報器の設置義務化にともない、未設置家庭に対する設置促進を図り、逃げ遅れ等による被害の防止を図る必要があります。

〔基本目標指標〕

項目	平成22年	平成26年目標
年間火災発生件数	0件	0件
自動体外除細動器（AED）設置数	9箇所	12箇所

〔実行計画の内容〕

施策		①消防組織・体制の充実									
方針・目標		消防通信設備の高度化を進め、通信連絡体制の強化を図ります。 また、耐震性のある消防団詰所への建替えと、より機能性に優れた消防自動車への更新を計画的に推進します。 大規模な災害に備え、近隣相互の応援体制の充実・強化を進めるとともにあわせて消防の広域化を検討します。 消防団員の確保・訓練・教育に努めます。									
取り組み	実施主体	実施期間									
		23	24	25	26	27	28	29	30		
消防の広域化の検討	関係機関 関係市町 町	2市8町による 広域化への取り組み									
消防団詰所の建替え	町	活動拠点の整備									
消防自動車の更新	町	機動力の確保									
消防団員の確保・訓練・教育	町	水防・山岳救助を含めた訓練教育の実施									

施策		②火災予防の推進									
方針・目標		町民に対し、予防行政に関する防火防災意識の啓発を進めます。 住宅用火災警報器の早期設置の周知に努めます。									
取り組み	実施主体	実施期間									
		23	24	25	26	27	28	29	30		
防火意識の啓発	関係機関 町	啓発運動の定期的、効果的な取り組み									
住宅用火災警報器の設置促進	関係機関 町	住宅への設置促進									



2. 防災対策 「2-2-2」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

地域防災計画にもとづいた施設や資機材の整備・充実、各種防災情報の伝達方法が整えられていることで被害の未然防止が図られ、被害が発生しにくく、もし、災害が発生しても速やかな対応がとれる体制が整っており、また、防災訓練などを通じ町民一人ひとりが防災への取り組みを実践・体験できる環境も提供されていることで、広く自助・共助・公助の意識が浸透し、安全・安心のまちづくりがされています。

また、建物の更新、改修等により建築物の耐震化が徐々に進んでおり、倒壊の危険性が改善されてきています。

〔基本目標〕

地域防災計画にもとづく、総合的な防災体制の充実を図るとともに、自主防災組織を中心として、町民の防災意識の普及啓発を図り、自主防災力の向上をめざします。また、防災施設など計画的に整備を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

建築物については、耐震改修促進計画を推進します。

〔現況と課題〕

- 神奈川県西部は大規模な地震の発生が予想されており、地震に強い長期的なまちづくりを進めていく必要があります。
- 災害の発生をできる限り防止し、発生時の迅速な対応によって町民の生命財産を守ることはまちづくりの基本です。阪神淡路大震災などを契機に地域自主防災組織の重要性も再認識されてきたことから、関係機関、地域住民、町の連携のもと、防災体制の一層の充実を図っていく必要があります。
- 地震以外でも、近年台風や集中豪雨による水害・土砂災害等が発生する危険性もあり、このような災害の発生に備え、避難指示の基準や方法などを整備するとともに、町民の防災意識の高揚を図り、地域が一体となった総合的な防災対策や消防団・自主防災組織の連携強化を進めていく必要があります。
- 建築物の耐震化については、耐震改修促進法にもとづく松田町耐震改修促進計画（平成22年3月）を策定したことにより、計画の推進を図っていく必要があります。また、本計画による補助制度は、活用状況や国の補助制度の動向を踏まえ、見直しを検討します。

〔基本目標指標〕

項目	平成22年	平成26年目標
防災訓練への参加者数	2,504人	2,700人
木造住宅耐震診断の活用実績（累計）	8件	28件

〔実行計画の内容〕

施策		①防災体制の充実〈重点施策〉							
方針・目標		地域防災計画にもとづき、防災対策を進めます。 自主防災組織の充実を図り、その活動を支援します。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎まちづくり戦略 地域防災計画の見直し	町	新たな課題への対応策の検討				→			
関係機関との連携強化と新たな防災協定の締結	関係機関 町	広域的な協定を検討				→			

施策		②自主防災組織力の向上〈重点施策〉							
方針・目標		広報活動や防災訓練の実施等を行い、自主防災組織の防災力の向上を図ります。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
防災訓練の実施	町民 関係機関 町	実践的訓練の実施				→			
◎まちづくり戦略 自主防災組織の育成・支援	自主防災会 町民 町	防災リーダーの育成と活動支援				→			
◎まちづくり戦略 地域での高齢者や障害児・障害者の避難などの支援	町	災害時の避難などの支援				→			

施策		③防災施設整備等の推進							
方針・目標		正確で迅速な情報伝達ができるよう防災行政情報提供設備等の施設整備を進めます。 耐震性貯水槽の設置や、町内にある井戸の災害時用飲料水としての利用を検討します。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
防災行政情報提供設備等の整備	町	設備の検討・導入				→			
防災備蓄品の整備	関係団体 町	計画的な整備				→			
飲料用井戸の確保	町民 町	災害時用飲料用井戸の調査・検査・確保				→			

施 策		④災害に強いまちづくりの推進 〈重点施策〉									
方針・目標		建物の倒壊を防ぐため、耐震改修促進計画により、建物の耐震化を進めます。また、木造住宅の耐震診断を支援するほか、ブロック塀の倒壊防止を進めます。									
取り組み	実施主体	実施期間									
		23	24	25	26	27	28	29	30		
◎まちづくり戦略 耐震改修促進計画の推進	町民 事業者 町	計画の推進・見直し					→				
木造住宅耐震診断の推進	町民 町	事業の推進・見直し					→				
生垣設置の推進	町民 町	事業の推進・見直し					→				



3. 防犯対策 「2-2-3」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

防犯灯や道路照明灯の整備により、夜間でも安心して通行でき、防犯ボランティアの活動が盛んで、皆がお互いに声を掛け合える関係になっており、犯罪の発生件数が少なく、安全安心を実感できるまちになっています。

〔基本目標〕

地域に根ざした暴力追放、防犯活動を展開するため、関係機関と連携しながら、地域の自主的な防犯活動を支援するとともに、防犯ボランティアなど防犯組織の育成強化を進めます。

広報紙や各種の広報媒体を通じて、防犯に関する情報の提供に努めるなど、町民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、地域ぐるみで青少年の非行を防止するための健全な環境の創出に努めます。

犯罪のない明るいまちづくりを推進するため、防犯灯や道路照明灯の整備・拡充を図るとともに、警察と連携しパトロールの強化を進めます。

学校、保護者、地域の連携を図りながら、子どもの安全教育、学校施設や通学路等の安全点検・防犯対策を進めます。

〔現況と課題〕

- 社会環境の変化にともない、振り込め詐欺など犯罪が多様化しており、安全で安心して生活ができる社会の形成が求められています。
- 青少年による犯罪も依然として多く、低年齢化も問題となっています。
- 警察を中心として防犯体制の整備を進めるとともに、青少年の非行防止を含む、地域ぐるみの防犯活動を進める必要があります。
- 町民・関係機関との連携のもと、防犯パトロールなどを通じた一層の防犯体制の整備・充実が必要です。
- 安心メールなどによるきめ細かな情報発信をすることで、防犯への関心を高める必要があります。
- 夜間の人通りの少ない道の通行への不安を取り除くため、防犯灯を必要に応じて設置していく必要があります。

〔基本目標指標〕

項 目	平成 22 年	平成 26 年目標
犯罪発生件数	99	50
防犯灯等の設置箇所数	1,100	1,140
防犯ボランティア団体	12	19

【実行計画の内容】

施 策		①防犯体制の強化・啓発							
方針・目標	警察や防犯ボランティア、自治会、その他の関係機関と連携し防犯講座を開くなど、防犯体制の強化を図り、情報発信も積極的に展開します。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
地域防犯組織の育成支援	関係団体 町	防犯ボランティアの育成支援→							
防犯パトロールの定期的な実施	関係団体 町	パトロールの実施・推進→							
安心メール・広報・パンフレット等による情報提供(後掲P41)	町	町民の防犯意識の高揚→							

施 策		②安全な環境づくりの推進							
方針・目標	犯罪の未然防止のため、防犯灯の設置を進めるとともに、危険箇所の点検を進めます。 青少年の非行を防止するため、学校、家庭、地域との連携を進めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
計画的な防犯灯の設置・危険箇所の点検	関係団体 町	計画的な設置と継続的な危険箇所の点検→							



4. 交通安全対策 「2-2-4」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

町民や関係機関、行政が一体となり交通安全啓発活動を積極的に展開することにより、町民一人ひとりに交通安全に対する高い意識が生まれ、交通事故の減少となって現われています。交通量の多い狭隘な生活道路や町道の危険箇所も、道路幅員が広がることで見通しがよくなり、高齢者や子どもなど交通弱者に配慮された歩道も整備され、交通事故が大幅に減少されています。また、駅周辺の交通環境は効率的な整備により混雑が緩和され、町全体が安全で安心な住みよい町となっています。また、道路照明灯や区画線等の整備が順次進められてきた結果、交通事故が減少しており、継続した取り組みが行われています。

【基本目標】

交通安全意識を普及・啓発していくとともに、関係団体などと協力しながら、交通安全施設の整備など交通安全対策を進めます。

【現況と課題】

- 近隣市町との連携による広域交通体系の検討や警察署等との連携による交通安全施設の整備のほか、町民、関係機関の連携による様々なレベルでの交通安全活動が進められてきました。
- 幹線道路と生活道路の交差点において、危険な箇所が存在します。
- 交通量の増加にともない交通事故が増えているなか、子どもや高齢者が事故にあうなど、交通安全に関する不安要因が依然として存在していることから、交通事故の起こりにくい環境づくりを町民や関係機関と町が一体となって進めていくことが課題となっています。
- 駅周辺の混雑緩和や、朝夕の渋滞解消が課題となっています。
- 交通安全施設の整備については、地域の方の協力が必要です。

【基本目標指標】

項 目	平成 22 年	平成 26 年目標
交通事故発生件数	69 (21 年)	48

【実行計画の内容】

施 策		①交通安全施設と交通環境の整備・推進 〈重点施策〉							
方針・目標	危険な箇所カーブミラー・道路照明灯・区画線等を設置し、さらに歩行者・自転車利用の保護を最重点として、緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について交通安全施設等の整備を進めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎まちづくり戦略 交通安全施設と交通環境の整備	町	交通安全施設・交通環境の整備促進 —————▶							

施 策		②交通安全思想の普及徹底							
方針・目標	幼児から高齢者まで生涯にわたって、家庭、学校、地域、職場ぐるみで交通安全教育・対策が一貫して行われるよう関係機関、団体等相互の連携を強化します。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
幅広い層への交通安全教育の充実	関係団体 町	関係団体との連携 —————▶							
交通安全運動などを通じた広報活動の充実	関係団体 町	継続的な活動の展開 —————▶							

施 策		③交通安全に関する主体的活動の推進							
方針・目標	交通指導隊の協力により交通安全活動を積極的に展開し、また、危険箇所には交通安全指導員を配置し、安全確保を図ります。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
交通指導隊の活動強化	関係団体 町	指導隊への活動支援 —————▶							
交通安全指導員配置	町	危険箇所への対応 —————▶				配置・見直し —————▶			

【実行計画の内容】

施 策		④被害者援護対策等							
方針・目標	交通事故により肉体的、精神的、経済的にも大きな被害を受けている被害者のなかには、事故に係る知識、情報が乏しいことが少なくないことから、被害者支援を積極的に進め、交通災害見舞金制度の利用を促進します。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
交通災害見舞金の支給	町	交通事故被害者への周知 —————▶							



5. 消費者の保護 「2-2-5」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

トラブルを未然に防止するための情報提供や啓発活動が行われ、消費者の知識や意識が向上しています。
また、広域的な相談体制も整備され、安心した生活が送れています。

〔基本目標〕

豊かで安心した生活が送られるよう、広域的な相談体制をもとに、消費実態と消費者トラブルに対応した多様な消費者保護対策を進めます。

〔現況と課題〕

- 近年、消費生活や流通通信形態の多様化により、訪問販売や通信販売、インターネット販売などにおけるトラブルなどが複雑・多様化し、増加の傾向にあります。
- 足柄上地区では、1市5町が共同して消費者相談業務を行っていますが、トラブル等を未然に防止するための消費者の知識や意識向上を促す情報提供や啓発活動を安心メールなどにより進めていく必要があります。

〔基本目標指標〕

項目	平成22年	平成26年目標
消費生活講習会等の開催回数	年2回	年4回
講習会等の参加者数(松田町参加人数)	80人	160人



〔実行計画の内容〕

施策		①啓発活動等の充実							
方針・目標		消費生活に関する情報の収集や提供の充実に努めます。 また、消費者保護のために講習会等を開催し、消費者の保護・指導を進めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
県や足柄上地区1市5町と連携して講習会を開催	町関係機関	事業の実施 見直し				見直し			
安心メール、広報、パンフレット等による情報提供(再掲P36)	町	事業の実施 見直し				見直し			

施策		②相談体制の充実							
方針・目標		事業者と消費者との間に生じた苦情などを適切かつ迅速な処理の斡旋に努めるため、広域的な相談行政を進めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
足柄上地区1市5町と連携した広域的な相談体制の充実	関係機関 町	事業の実施 見直し				見直し			



第3章

元気と心かよう安らぎを育む 【健康・福祉】

実行計画の見方

・まちづくりアクションプログラムにおける実行計画については、平成23年度から30年度の8年間を見すえながら、平成23年度から26年度の4年間の前期計画での取り組みを示しています。

・実行計画における「重点施策」「まちづくり戦略」については…
重点施策：平成23年度から26年度までの4年間で取り組む分野別前期計画のなかで重点的に取り組むべき施策

まちづくり戦略：基本構想の将来像の実現、定住化に向けて、平成23年度から30年度までの8年間で取り組むべき事業

まちづくり戦略については、取り組みのなかで「◎」で表現してあります。

第3章

元気と心かよう安らぎを育む

【健康・福祉】

第1節 生き生きと暮らせるまちづくり

1. 健康づくりと地域医療 「3-1-1」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

子どもからお年寄りまで、各世代における支援体制が総合的に整備され、生き活きとした笑顔があふれています。

【基本目標】

町民が健康で安心した生活を送るため、町の健康づくりの状況を把握しながら、多様化する健康・福祉の町民ニーズに対応した健康づくりを進めます。
 また、子どもからお年寄りまでそれぞれの段階に応じて、総合的できめ細かなサービスを可能とする保健・福祉・医療の総合的な連携体制づくりを進めます。
 町民だれもがいつでも適正な医療を受けられるように関係医療機関と連携して地域医療体制を確立するとともに、救急医療体制の充実を図ります。
 これらの施策に取り組むための行動計画である「健康増進計画」を策定します。

【現況と課題】

- これからの長寿社会を明るく健康で過ごせるよう、町民の健康に対するニーズが高まっています。
- 「自らの健康は自らまもり、つくる」を基本に、乳幼児から高齢者までの健康管理指導体制の充実に努めてきました。
- 健康づくり支援体制の充実と、町民ニーズに対応した健康づくり事業の充実・強化を図っていく必要があります。
- 急速な高齢化が進行するなかで、生活習慣病予防や介護予防などへの取り組みが重要な課題となってきました。健康福祉センターや弥勒寺地域集会所等での集団健診のほか、各種健診を実施していますが、受診率の向上と受診後の保健指導体制の強化が必要です。
- 松田町には県立足柄上病院のほか6つの医院、8つの歯科医院がありますが、身近で質の高い医療が受けられる体制の充実を図る必要があります。
- 休日診療においては足柄上地区休日急患診療所にて、また、休日夜間診療においては広域圏で組織する病院群輪番制事業^(※1)による輪番制で対応しています。
- 県立足柄上病院では、医師不足による分娩制限があり、分娩を取り扱う医療機関の確保など周産期医療体制^(※2)の確保が求められています。
- 定住化対策のため、先進的に集団検診に取り組んでいます。

※1 病院群輪番制事業：県西地区では、圏域内の10病院の協力を得て、年間を通して輪番により交替でその体制を整えている。
 ※2 周産期医療体制：妊娠22週から生後満7日未満までの期間を「周産期」といい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があるため、周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現されている。

【基本目標指標】

項目	平成22年	平成26年目標
がん検診の受診率の向上①	13.8%	17.9%
がん検診の受診率の向上② 男性のがん	17.4%	22.6%
がん検診の受診率の向上③ 女性のがん	23.3%	30.3%

- ①胃がん、大腸がん、肺がんの検診受診率の平均
 ②前立腺がん検診の受診率
 ③乳がん、子宮頸がんの検診受診率の平均

【実行計画の内容】

施策	①母子保健対策	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
方針・目標	各健診の充実に努め、妊娠中から乳幼児期まで一貫した保健サービスを提供します。 育児不安をもつ保護者などを支援し、安定した育児と子どもの健やかな成長を促すため、育児相談・健康診査・家庭訪問事業の充実を図ります。 また、思春期における育児体験教室などの母性育成支援などの事業を進めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
健康教育事業の実施	町	事業の参加啓発							
健康診査の実施	町	受診率の向上							
育児相談の充実	町	相談事業の推進							
未熟児、乳児訪問等の訪問指導事業の強化	町	訪問指導事業の推進							
幼児家庭全戸訪問事業の推進	町	訪問事業の推進							
養育支援家庭訪問事業の推進	町	訪問事業の推進							

施 策		②成人保健対策 〈重点施策〉									
方針・目標		生涯にわたって健康を保持するため、特定健康診査 ^(*) 、がん検診など疾病予防対策の推進を図ります。 健診後の健康教育事業や健康相談事業を通して、自分自身で健康づくりができるよう個人のニーズやライフスタイルに合わせたプランニングを支援する生活習慣改善指導を進めます。									
取り組み	実施主体	実施期間									
		23	24	25	26	27	28	29	30		
◎まちづくり戦略 特定健康診査・高齢者健康診査・保健指導の実施	町	受診率の向上 									
◎まちづくり戦略 がん検診の実施	町	受診率の向上 									
各種健康教育・健康相談の実施	町	事業の啓発 									

*特定健康診査：メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の要因となっている生活習慣を改善させ、高血圧や高脂血症、糖尿病などの有病者・予備群を減少させることを目的とした検診。

施 策		③感染症予防対策事業 〈重点施策〉									
方針・目標		感染症による患者の発生や死亡者の大幅な減少をもたらす予防接種事業を推進するため、知識の普及啓発に努めるとともに、接種機会を安定的に確保し、町民の健康を保持します。 また、肺炎球菌ワクチンやインフルエンザ菌b型ワクチン等の接種についても推進していきます。									
取り組み	実施主体	実施期間									
		23	24	25	26	27	28	29	30		
◎まちづくり戦略 子宮頸がん等ワクチン予防接種事業の啓発の推進	町	啓発の推進 									
◎まちづくり戦略 新型インフルエンザワクチン予防接種事業の啓発の推進	町	啓発の推進 									
定期予防接種の啓発の推進	町	啓発の推進 									

施 策		④健康づくり組織の育成・支援									
方針・目標		地域の健康づくりを担う健康づくり普及員の育成に努めるとともに、食生活改善推進員の養成と支援を進めます。									
取り組み	実施主体	実施期間									
		23	24	25	26	27	28	29	30		
食生活改善推進団体への支援	町	事業の推進 									
健康づくり普及員の育成	町	事業の推進 									

施 策		⑤医療体制の充実と連携									
方針・目標		だれが必要なときに適切な情報を得て、適正な医療が受けられるよう、地区医師会等と連携し、地域医療体制の整備・充実に努めます。 また、医師会の協力のもと、病院群輪番制病院による第二次救急医療体制を継続し、救急の診療体制の充実に努めます。 さらに災害時に備え、医師会・歯科医師会・社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会などの関係団体と連携を図り、今後の方針決定の参考とする会議を開催します。									
取り組み	実施主体	実施期間									
		23	24	25	26	27	28	29	30		
医療関係機関との連携強化	医療機関 町	医療関係機関との連携強化 									
休日急患診療所などの救急医療体制の充実	医療機関 町	医療体制の推進 									
災害時医療のための連携強化	医療機関等 町	連携強化 									

施 策		⑥医療体制の整備									
方針・目標		国民健康保険診療所の医療機器の導入や施設整備を進め、地域医療に即した適正な治療に努めます。									
取り組み	実施主体	実施期間									
		23	24	25	26	27	28	29	30		
国保診療所の施設整備	町	機器導入・施設整備 									

施 策		⑦健康増進計画と健康づくりプログラムの整備									
方針・目標		町民の健康づくりの指標とするため、健康増進法にもとづく健康増進計画の策定を行うとともに、健康づくりプログラムを作成します。									
取り組み	実施主体	実施期間									
		23	24	25	26	27	28	29	30		
健康増進計画の策定・推進	町	計画策定 計画推進 									
健康づくりプログラムの作成・実施	町民 町	プログラムの作成 計画の実施・推進 									

2. 地域福祉「3-1-2」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

町民一人ひとりが様々な形で福祉活動に携わり、共に支え合いながら、だれもが安心して生活が送られる地域が形成されています。

【基本目標】

地域では様々な人々が暮らしており、人を思いやる意識が大切であり、子どもから高齢者まで人と人とが触れ合い、相互の理解を深め、つながりのある地域づくりの支援に努めます。

【現況と課題】

- 地域社会の取り巻く状況は、少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化、地域における町民同士のつながりが希薄化したことにより、様々な生活課題が生じ、町民の福祉のニーズが多様となってきています。
- 多種多様な福祉ニーズに対応するため、町を中心とする福祉サービスの充実はもちろんのこと、地域での「ささえあい」「たすけあい」など、地域を拠点とした新たな取り組みを進めていく必要があります。
- 地域での福祉を推進するため、町民一人ひとりの福祉に対する意識を高めていくとともに、担い手の育成を含めて社会福祉協議会や民生委員児童委員、ボランティア等の協力・支援をもとに、地域で町民同士の協働による福祉を推進していく体制の整備が必要とされています。
- ふれあい計画は家庭や地域のなかで、安心した生活がおくれる地域福祉をめざすための計画です。

【基本目標指標】

項 目	平成 22 年	平成 26 年目標
ふれあい相談員の配置 (*1)	3 人	6 人
地域の茶の間の活動数 (*2)	6 箇所	12 箇所

* 1 ふれあい相談員：地域福祉を推進するため、地域のなかで福祉活動をおこなう体制づくり、町や社会福祉協議会等の関係へのつなぎ役をおこなっていただく方。

* 2 地域の茶の間の活動：自宅のお茶の間にいるような気分で、お茶飲み会やレクリエーションなどをして自由に過ごせる場所を地域のなかにつくり出そうとするもので、地域集会施設などを利用して活動するもの。



【実行計画の内容】

施 策		①町民主体の地域づくり 〈重点施策〉							
方針・目標		住みよい地域にするため、地域住民自らが参加し、お互いに協力し、支え合うまちづくりをふれあい相談員や社会福祉協議会と協働して支援します。地域を基本とするふれあい相談員の育成と配置を進めます。							
取 組 み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
ふれあい相談員の育成・配置	社会福祉協議会 町	相談員の育成				→			
		相談員の配置				→			
地域の茶の間活動の推進、場づくり	町民 町	活動の場づくり				→			
◎まちづくり戦略 地域主体の「たすけあい」「ささえあい」活動の確立 (例：買い物、ごみ出し等のたすけあい活動)	町民	活動の確立・推進				→			

施 策		②各種団体が協働する体制づくり							
方針・目標		社会福祉協議会や民生委員児童委員、ボランティア団体等との連携を強化し、地域福祉活動を支援します。							
取 組 み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
情報交換会の設置	町民 関係機関 町	検討				→			
		情報交換会設置				→ 推進			

施 策		③ふれあい計画の改定							
方針・目標		家庭や地域のなかで、その人らしい安心した生活がおくれる地域福祉をめざすため、平成21年度に策定したふれあい計画を検証し、新たな課題に取り組むため、計画の改定を進めます。							
取 組 み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
ふれあい計画の改定	町	見直し		改定		見直し		改定	
		→ 事業の推進							

3. 社会保障 「3-1-3」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

社会保障が充実し、住みなれた地域で生涯を通じて健康で安定した生活が送られ、元気に暮らすことができる長寿の町。

〔基本目標〕

介護や支援が必要な方に対して、適切なサービスが提供できるよう介護保険制度の適正な運用を図るとともに、要介護認定者の増加を抑制するよう介護予防事業の充実を図ります。
また、介護サービス利用者が安心して利用できる体制づくりを進めます。
わが国の社会保障制度の根幹をなす国民健康保険の充実を国に対して要請していくとともに、医療費の抑制や収納率の向上を図り、町民が安心して医療を受けることができるよう、その適正な運用を進めます。

〔現況と課題〕

- 高齢化率が26%を超え、要介護認定者の増加にともない介護給付費などの増大が見込まれており、介護保険財政の安定した運用を進めていく必要があります。あわせて、介護保険サービスの量と質の適正な確保をしていく必要もあります。
- 要介護認定者の約30%は、要支援1・2、要介護1レベルと比較的軽度の方が占めており、こうした人を重症化させない介護予防事業の充実が望まれています。
- 要介護認定者以外の高齢者の健康維持に向けた介護予防事業を重視していくとともに、地域包括支援センター機能の充実や相談から介護予防事業、介護予防アセスメント等を包括的に展開し、小さな町ならではの目のいき届くサービスの提供を進めて行く必要があります。
- 高齢者一人ひとりのニーズが多様化してきており、適正な情報提供をしていくとともに、多様な町民ニーズに対応していくために足柄上病院や町内医療機関、介護保険事業所、足柄上保健福祉事務所、NPO法人、自治会などを活用し、連携を図り、利用者本位の途切れのないサービス提供を進めていく必要があります。
- 急速な高齢化や生活習慣病の増加、高度医療技術の進歩などにより医療費が増加してきている一方で、高齢者や低所得者の高い加入率や保険料の収納率の伸び悩みなど、国民健康保険における健全な運営に向けた対応を検討していく必要があります。
- 平成20年4月に創設された後期高齢者医療制度においては、平成25年度から導入が予定されている新しい医療制度に問題なく対応していく必要があります。

〔基本目標指標〕

項目	平成22年	平成26年目標
介護・支援を必要としない高齢者の割合	87%	89%

〔実行計画の内容〕

施策	①介護保険の充実									
	方針・目標		実施期間							
方針・目標	介護が必要なときに希望するサービスの提供と、保険料の増加抑制をふまえ、サービス量を適切に見込む介護保険計画を3年毎に改定し事業を推進するとともに、介護保険事業特別会計の健全な運用を図ります。		23	24	25	26	27	28	29	30
取り組み	実施主体	実施期間								
介護保険計画の改定・推進	町	計画改定 → 計画推進			計画改定 →			計画改定 →		
介護保険料の収納率の向上	町	収納対策の推進 →								

施策	②介護サービスの適正な提供と利用体制づくり									
	方針・目標		実施期間							
方針・目標	介護保険利用者のニーズに応じたサービスの量と質の確保のため、定期的に事業所指導を行い、あわせて制度の適正な利用を促す個別通知等を実施します。 また、介護サービス利用者が安心して利用できるよう、利用者の立場にたった相談事業の充実をめめます。		23	24	25	26	27	28	29	30
取り組み	実施主体	実施期間								
事業者指導	関係機関 町	事業の評価・見直し →				事業の推進 →				
介護給付適正化事業	町	事業の評価・見直し →				事業の推進 →				
介護相談員事業	町	事業の評価・見直し →				事業の推進 →				



施 策		③地域包括支援センター機能の強化							
方針・目標		要介護状態にならないよう介護予防事業を進めるとともに、介護が必要になっても重症化を防ぎ、また要介護にともなう様々な相談を受け調整を図る地域包括支援センターの機能の強化に向けて、事業内容の見直しや委託した方が効果が望める事業については、外部委託の検討を進めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
相談窓口の充実	地域包括支援センター 町	事業の推進				→			
地域包括支援センター業務の現状分析と関係機関との調整	地域包括支援センター 町	外部委託の検討		事業の評価・見直し		事業の推進			
地域支援事業 ^(*1) の充実	地域包括支援センター 町	外部委託の検討		事業の評価・見直し		事業の推進			

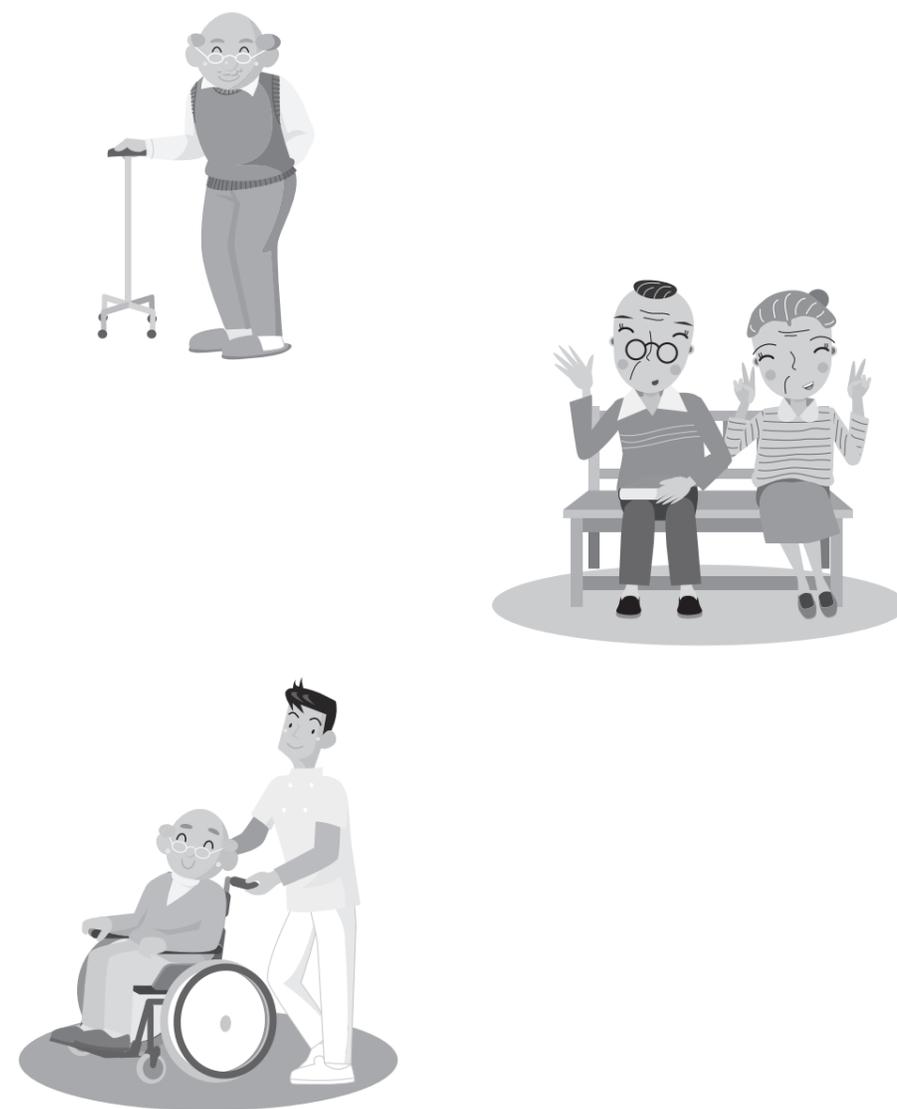
*1 地域支援事業：要支援・要介護状態になることの予防（介護予防）を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント^(*2)機能を強化するための事業で大きく3つの事業があります。

- ・介護予防事業（運動器の機能向上事業・栄養改善事業・火曜体操会・筋力トレーニング事業等）
- ・包括的支援事業（介護予防マネジメント等）
- ・任意事業（成年後見制度の利用支援事業等）

*2 マネジメント：組織目標を達成するために与えられた人、物、時間、情報（技術）といった経営資源をいかに効率的に活用していくかを考えていくことです。

施 策		④国民健康保険の充実							
方針・目標		国民健康保険財政の健全化を図るため、保険税の適切な賦課・徴収に努めるとともに、レセプト点検の充実など、適正な医療費の支出に努めます。広報などによる啓発活動や健康づくり活動を進め、健康についての自己管理意識の高揚を進めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
保険税の見直し	町	事業の評価・見直し				事業の評価・見直し			
医療費支出の適正化	町	事業の評価・見直し				事業の推進			
制度改正の準備	町	事業の評価・見直し				事業の推進			
健康づくり活動の推進	関係機関 町	事業の評価・見直し				事業の推進			

施 策		⑤後期高齢者医療の充実							
方針・目標		福祉施策と連携した広域高齢者医療制度の安定的な運営を促進します。医療費の節減による財政の健全化を進めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
広域化に向けた制度の見直し	関係機関 町	事業の評価・見直し				事業の推進			



第2節 多様な福祉サービスの提供

1. 児童福祉 「3-2-1」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

子ども手当、小児医療の充実で、安心して子どもを産むことができ、保育園や学童保育の施設の整備により、入所希望に対応できるための、子育て環境が整っています。

〔基本目標〕

次代を担う子どもたちが、健やかに育つため、保育サービスの充実や学童保育の整備を図り、安全・安心な暮らしを守るための環境づくりを進めます。

〔現況と課題〕

- 核家族や共働き世帯が増え、地域における連帯感が薄れ、家庭や地域における養育機能が低下しているなかで、保護者の子育てに関する相談や交流の場としての子育て支援センター、地域の保育機能を補完する役割を担うファミリーサポート事業などを中心に子育て支援に取り組んでいます。
- 保護者の就労時間の多様化にともなう保育時間の延長、職場へ早期復帰するための乳児保育を充実し、子育てのしやすい環境づくりを進めています。
- 平成22年3月に策定した「松田町次世代育成支援行動計画後期計画」にもとづき、すべての子どもと子育て家庭への支援に取り組んでいく必要があります。
- 児童の虐待防止対策では、早期発見と早期対応が求められており、要保護児童対策地域協議会の開催や児童相談員の活用を進める必要があります。
- 就学前児童に比べ、就学児童の母親の就労比率が高くなってきており、年々増加する傾向にある学童保育の利用に対応した施設の整備の検討を進めていく必要があります。
- 小児医療費支援対象者は、平成23年10月から中学校就学前までに変更します。今後、少子高齢化の状況により対象範囲の適正化に努めます。

〔基本目標指標〕

項目	平成22年	平成26年目標
ファミリーサポート松田登録会員数	196人	240人
学童保育利用者数	47人	53人

〔実行計画の内容〕

施策		①地域における子育ての支援							
方針・目標	次代を担う子どもたちが、地域のなかで、健やかに生まれ育つことができるよう支援し、総合的な子育て支援サービスの充実に努めます。学童保育の推進として、施設の整備を進めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
ファミリー・サポートセンターや子育て支援センター事業の充実	町	事業の啓発・推進							
学童保育の推進	町	検討 整備 学童保育の推進							

施策		②保育サービスの充実							
方針・目標	利用者の生活実態や多様化するニーズを踏まえ、保育施設の整備やサービスの充実を図ります。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
保育施設の整備・推進	関係団体 町	検討 整備 保育の実施							
延長保育や乳児保育の充実	関係団体 町	事業の見直し 保育の実施							

施策		③経済的な支援の充実 〈重点施策〉							
方針・目標	子どもを持ちたいという親の願いを十分かなえられるように、子育て家庭に対する経済的支援を進めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎まちづくり戦略 小児医療費の助成・支援対象の検討	県 町	支援対象の検討 事業の推進							
◎まちづくり戦略 子ども手当の支給	国 (県) (町)	事業の推進							
ひとり親家庭等の医療費助成	県 町	事業の推進							

施 策		④児童虐待防止対策の推進							
方針・目標		育児放棄を含む児童虐待の発生防止と早期発見に努め、関係機関と連携し善後策について検討し、指導解決に努めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
要保護児童地域対策協議会の開催	関係団体 町	事業の評価・見直し				→			
児童家庭相談援助活動の推進	町	事業の推進				→			



2. 高齢者福祉 「3-2-2」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

健康づくりや介護予防の取り組みを推進し、高齢者の尊厳を維持し、元気に生きがいをもって生活できる地域の実現。

【基本目標】

超高齢社会を迎え、介護が必要とする方だけでなく、高齢者一人ひとりのニーズに対応した支援を進めます。

また、身体機能や心の健康を維持するための施策の実施や、ともに生き、ともに支えあう地域づくりに取り組みます。

【現況と課題】

- 高齢化率が26%を超え、4人に1人以上が65歳以上になっています。要介護認定者の増加や高齢独居、高齢世帯が増加し、老老介護や認知症の増加など、様々な問題が生じています。認知症高齢者支援対策や、ともに生き、ともに支えあう仕組みづくりや、要介護状態にならないよう支援する施策に取り組む必要があります。
- 前期高齢者と後期高齢者の割合は6対4で、医療費なども後期高齢期で急増し、前期高齢期から健康や生きがいを維持・継続できるよう支援していく必要があります。年齢とともに低下する身体レベルにともない、室内外を問わず安全を確保する施策に取り組んでいく必要があります。
- 介護認定を受けてなくても通院をしていたり、高齢独居や高齢世帯等の不安を抱えて生活している方も増えてきており、相談窓口や地域住民による互助機能の充実を図っていく必要があります。
- 生活様式や町民ニーズが多様化してきており、生涯現役をめざし、生活の質を維持できるよう一人ひとりのニーズに対応した支援を進めていく必要があります。

【基本目標指標】

項 目	平成 22 年	平成 26 年目標
認知症サポーター ^(*) 数	20人	100人
介護予防サービス参加者の心身機能改善評価 (良くなった人の割合)	25%	30%

* 認知症サポーター：認知症サポーター養成講座を受けた人を「認知症サポーター」といいます。講座を通じて認知症を正しく理解することで、日々の暮らしに活かし自分にできる範囲で認知症の人やその家族を応援するのが認知症サポーターです。

【実行計画の内容】

施 策		①高齢者福祉の充実									
方針・目標		要介護状態にならないための施策や高齢化にともない、必要となる日常生活の支援の取り組みのなかで、介護保険以外の高齢者福祉サービスの指針となる高齢者福祉計画の改定を3年毎に進めます。									
取り組み	実施主体	実施期間									
		23	24	25	26	27	28	29	30		
高齢者福祉計画改定・推進	町	計画改定	計画改定								
		事業の推進									

施 策		②認知症高齢者支援対策 〈重点施策〉									
方針・目標		認知症に対する知識の普及を進め、偏見をなくし、地域で暮らす認知症の方やその家族が、安心して暮らし続けることができるよう認知症サポーター事業を実施します。 認知症で判断能力が乏しくなってきたことにともない、日常生活や金銭管理が不十分な高齢者を支援します。 在宅で認知症の方を介護する介護者に、レスパイトサービス ^(*) の導入を検討していきます。									
取り組み	実施主体	実施期間									
		23	24	25	26	27	28	29	30		
やすらぎデイサービス事業	社会福祉協議会 町	事業の評価・見直し				事業の推進					
◎まちづくり戦略 認知症サポーター事業	地域包括支援センター 町	事業の評価・見直し				事業の推進					
高齢者虐待防止普及啓発事業	地域包括支援センター 町	事業の評価・見直し				事業の推進					
成年後見制度利用支援事業	地域包括支援センター 町	事業の評価・見直し				事業の推進					
地域包括支援センターの相談機能の充実	地域包括支援センター 町	事業の評価・見直し				事業の推進					
介護家族支援	地域包括支援センター 町	事業の評価・見直し				事業の推進					

*レスパイトサービス：介護を要する高齢者や障害児・障害者を、一時的に預かって家族の負担を軽減するサービス。

施 策		③保健・福祉サービスの充実 〈重点施策〉									
方針・目標		年齢にともない低下する身体機能の維持を図るため、予防事業を町民主体で実施できるよう支援するとともに、支援が必要な介護サービス以外の生活支援サービスの充実を図ります。また、関係機関と連携し、短時間援助（買い物、電球の取り換え、ごみ出し等）事業の展開を検討します。									
取り組み	実施主体	実施期間									
		23	24	25	26	27	28	29	30		
◎まちづくり戦略 高齢者生活支援等サービスの充実	地域包括支援センター 社会福祉協議会 町	見直し									
◎まちづくり戦略 地域を単位とする自主的介護予防事業への支援	地域包括支援センター 町民 町	見直し									

施 策		④生きがい対策事業									
方針・目標		高齢者が長年つちかっ知識や経験を、子どもたちに伝え引き継いでいく世代間交流事業の実施や、仲間同士の支え合い、空いた時間を有効活用するための老人クラブ活動を支援します。									
取り組み	実施主体	実施期間									
		23	24	25	26	27	28	29	30		
老人クラブ活動への支援	社会福祉協議会 町	事業の推進									



3. 障害児・障害者福祉 「3-2-3」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

障害児・障害者が社会の一員として、自分らしく自立した生活が送られる地域社会が形成されています。

〔基本目標〕

障害のある人ない人に関わらず、だれもが社会の一員として地域のなかで、普通に生活できる社会を障害児・障害者、地域、町がともにつくる、共生・協働する社会の実現をめざします。

〔現況と課題〕

- 障害の重度化や重複化のほか、高齢化も進んでおり、個々のニーズに合った自立支援のためのサービスを進めるとともに、町民の障害児・障害者に対するノーマライゼーション^(*)の意識の啓発が求められます。
- 障害児・障害者が地域のなかで、ともに生活していくための生活環境や支援体制を整えていくほか、自立や社会参加に向けた行政や地域社会の支援とともに、地域への生活の移行や就労支援などを進めていく必要があります。

* ノーマライゼーション：障害を持った人も持っていない人も、高齢の方も若者も、すべての人が区別れることなく社会生活をともにすること。

〔基本目標指標〕

項目	平成22年	平成26年目標
在宅障害福祉サービス利用対象者数	54人	64人
障害児・障害者に関する相談延べ件数	554件	595件



〔実行計画の内容〕

施策		①相談・支援事業の充実							
方針・目標	障害の予防と早期発見のため、町社会福祉士や相談支援機関等の専門的な相談受付の実施や定期的な相談日の拡充に努めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
障害の予防や早期発見・早期療育の充実	町	事業の拡充・促進				→			

施策		②福祉サービスの充実							
方針・目標	障害児・障害者が在宅で生活できるように、サービスを推進するとともに医療や装具の費用についても支援します。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
重度障害者の医療費助成	県町	事業の見直し → 事業の推進				→			
自立支援法によるサービスの推進	県町	事業の見直し → 事業の推進				→			
地域生活支援事業の給付の促進	県町	事業の評価・見直し				→			

施策		③自立への社会環境づくり							
方針・目標	障害児・障害者の雇用や就労の場所を確保するため、関係機関と協力して、支援に努めます。 障害者地域作業所すみれの家の、足柄上郡共同法人化の推進に努めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
障害者機能訓練・社会参加支援事業の促進	関係機関町	事業の推進				→			
障害者地域作業所すみれの家の広域的法人化の促進	関係機関町	法人化				法人への支援			

施 策		④障害者福祉計画の改定・推進							
方針・目標	ノーマライゼーションを基本理念のもと、平成18年度に策定した障害者福祉計画の改定を行い、より一層の在宅福祉サービスの充実、社会参加への支援を推進します。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
障害者福祉計画の改定・推進	町	計画改定 → 事業の推進				計画改定 →			



第4章

未来をひらく人と文化を育む 【教育・文化】

実行計画の見方

- まちづくりアクションプログラムにおける実行計画については、平成23年度から30年度の8年間を見すえながら、平成23年度から26年度の4年間の前期計画での取り組みを示しています。
- 実行計画における「重点施策」「まちづくり戦略」については…
 重点施策：平成23年度から26年度までの4年間で取り組む分野別前期計画のなかで重点的に取り組むべき施策
 まちづくり戦略：基本構想の将来像の実現、定住化に向けて、平成23年度から30年度までの8年間で取り組むべき事業

まちづくり戦略については、取り組みのなかで「◎」で表現してあります。

第4章

未来をひらく人と文化を育む

【教育・文化】

第1節 次代を担う人づくり

1. 幼児教育と学校教育 「4-1-1」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

幼稚園・小学校・中学校が教育方針を共有し、一人ひとりの発達に応じた教育が実践されることにより、自立心と社会性に富む人材が育成されています。

【基本目標】

「生きる力」を育成する教育を推進するため、幼稚園・小・中学校の学びの連続性を捉えた教育を実践するとともに、家庭・地域との連携を強化し、「開かれた学校」を構築することにより、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体をあわせ持った子どもを育みます。

【現況と課題】

- 新学習指導要領が小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から全面的に実施されますが、円滑な実施に向けた取り組みを充実させていく必要があります。
- 国の子育て施策の一元化検討の動向や少子化をふまえ、幼稚園、小・中学校のあり方、適正規模・配置について検討する必要があります。
- 松田町では、松田町学校教育プランにおいて「生きる力の育成」を基本方針として掲げており、幼稚園、小・中学校が連携して、児童・生徒の各段階に応じた発達や必要・要求に応じた継続的な教育を実施していく必要があります。
- 学校施設や教材、設備の計画的な整備や教職員の資質の向上にも取り組んでいく必要があります。特に築36年が経過した松田小学校については、平成11年度に耐震補強等の大規模改造工事を行うなど、施設の更新に努めてきましたが、老朽化が進んでいることから、新校舎建設に向けた計画づくりを進める必要があります。

【基本目標指標】

項目	平成22年	平成26年目標
子どもたちの学校に対する満足度	86%	90%
保護者の教育方針に対する理解度	80%	85%

【実行計画の内容】

施策		①時代に対応した教育のあり方の検討 〈重点施策〉							
方針・目標		新たな時代に対応するため、町内幼稚園、小・中学校のあり方、適正規模・配置について検討を進めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎まちづくり戦略 教育のあり方の検討	町民 町	あり方の検討		方針の確立		計画作成・推進			

施策		②教育環境の整備 〈重点施策〉							
方針・目標		学校施設・設備の計画的な整備を進めるほか、教科指導方法や教科内容の高度化に対応するため、教材・教具・備品の充実に努めます。また、松田小学校の整備に向けた計画づくりを進めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
学校施設整備事業	町	施設・設備の整備							
◎まちづくり戦略 松田小学校整備事業	町	基金積立						設計	
教科用指導書・教材・備品・園バス購入事業	町	教材・備品購入		園バス購入					

施策		③連携教育の推進 〈重点施策〉							
方針・目標		幼保、小・中学校の連携教育を図るため校種を超えた運動会・文化活動発表会・体育指導・給食・職場体験等や職員相互間の交流授業を実施することにより、子どもたちに対して継続した指導・支援を進めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
幼保・小・中教育推進会議・連絡会の開催	町	連携教育指導・実践計画の策定							
◎まちづくり戦略 幼児・児童・生徒、教員相互間の交流事業の実施	町	交流事業の実施							

施 策		④情報教育の充実							
方針・目標		学校ICT事業により導入されたICT機器（電子黒板、パソコン等）を活用し、児童生徒の学習環境の充実に努めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
児童・生徒用パソコン等購入	町	パソコン等購入 →				パソコン等購入 →			

施 策		⑤安全・安心な学校づくり							
方針・目標		学校警備員による子どもの安全確保の充実、強化に努めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
学校警備員配置事業	町	幼小中への警備員配置 →							

施 策		⑥多様なニーズに対応する教育の推進 〈重点施策〉							
方針・目標		子どもたちの個々のニーズに対応するため、特別支援教育の充実や学習支援者介助員の配置など、きめ細かな支援体制の構築に努めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎まちづくり戦略 学習支援・介助員配置事業	町	学習支援・介助員の配置 →							
心の相談員配置事業	町	心の相談員の配置 →							

施 策		⑦食育の推進 〈重点施策〉							
方針・目標		学校給食や食育のあり方、地域と連携した「地産地消」を進めるため、学校給食研究会を開催し、子どもたちの健やかな心や体の育成に努めます。また、小・中学校への給食費助成を実施することにより、保護者負担の軽減に努めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
学校給食研究会の開催	町	食育・地産地消の推進 →							
◎まちづくり戦略 給食費保護者負担軽減措置補助金	町	補助金の交付・推進 →							

施 策		⑧国際理解教育の推進							
方針・目標		外国人英語指導助手による発達段階に応じた英語指導を行うことにより、園児・児童・生徒の語学力向上や国際理解教育を進めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
国際理解教育振興事業	町	英語指導の推進 →							

施 策		⑨郷土文化を活用した教育の推進							
方針・目標		小・中学校における総合学習を活用し、松田町大名行列などの民族芸能の伝承教室を開催することにより、郷土文化への理解と伝承に努めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
民俗芸能伝承教室の開催	関係団体 町	伝承教室の開催 →							



2. 青少年健全育成 「4-1-2」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

青少年を取り巻く環境の整備を行うことにより、青少年が心豊かにたくましく育ち、地域社会への参加や多様な体験をすることが実現しています。

【基本目標】

家庭や地域の重要性を再認識し、学校・家庭・地域・町が一体となって青少年の健全な育成に努めるとともに、青少年が心身ともに健全に育つ社会環境づくりを進めます。

【現況と課題】

- 青少年を取り巻く環境は、少子化・核家族化・都市化・高度情報化など社会環境の急激な変化にともない、有害な情報の氾濫など青少年の成長過程に様々な形で影響を与えています。
- 青少年が社会のなかで、自分の生きる方向性を主体的に見出し、自ら責任を持って行動できるよう、家庭・学校・地域・町が一体となって青少年の健全育成を進めていくほか、育成組織の充実・強化を図っていくことも重要な課題となっています。

【基本目標指標】

項目	平成22年	平成26年目標
青少年指導員活動回数	15回	20回
ジュニアキャンプ教室参加者数	61人	70人
ジュニアリーダースクール参加者数	54人	70人
広域連携中学生交流洋上体験研修参加者数 (後掲 P100)	11人	12人
一市四町青少年交流キャンプ参加者数 (後掲 P100)	4人	10人



【実行計画の内容】

施 策		①青少年団体の育成									
方針・目標		青少年の健全育成を促すため、PTA連絡会、子ども会、青少年指導員、少年少女スポーツ団体活動の支援を進めます。									
取り組み	実施主体	実施期間									
		23	24	25	26	27	28	29	30		
支援組織の育成 (PTA連絡会・子ども会)	町	組織の育成・支援				→					
青少年指導員の育成	関係機関 町	団体の育成・支援				→					
青少年指導者講習会	関係機関 町	事業の実施・推進				→					

施 策		②総合的な学習活動の場の充実									
方針・目標		青少年を対象とした事業への積極的な参加を促していくとともに、事業の総合的な充実を図ります。									
取り組み	実施主体	実施期間									
		23	24	25	26	27	28	29	30		
ジュニアキャンプ教室	関係機関 町	事業の実施・見直し				→					
ジュニアリーダースクールの開催	関係機関 町	事業の実施・見直し				→					
広域連携中学生洋上体験研修	町	事業の実施・見直し				→					
1市4町交流キャンプ	町	事業の実施・見直し				→					

施 策		③家庭・学校・地域の連携の推進									
方針・目標		学校・家庭・地域が一体となり連携を図りながら青少年の健全な育成に努めます。									
取り組み	実施主体	実施期間									
		23	24	25	26	27	28	29	30		
青少年の犯罪予防の強化	町民 関係機関 町	組織体制の推進				→					

第2節 いつでも、だれもが学べる環境づくり

1. 生涯学習「4-2-1」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

町民一人ひとりがあらゆる場所で、あらゆる学習機会が得られ地域のコミュニティの実現につながっています。

また、図書館システムの整備により、町民ニーズに対応した図書資料の提供がより充実したものとなっています。

〔基本目標〕

町民のニーズにあった学習事業の充実や、公民館・地域集会施設を活用した事業の展開を図ります。また、学校教育との連携を進めます。

年齢に関係なく学びたい人が、いつでも、どこでも学ぶことのできる場の提供・確保に努めます。

また、図書館では多様化する利用者ニーズに対応する資料の収集、迅速な提供に向けた検索システムの整備、また、利便性をあげる広域的システムの構築を進めます。

〔現況と課題〕

- 図書館では、団塊世代の退職等による利用者の増加、若年者の本離れ、本を求める利用者ニーズの多様化などの変化にいかに対応していくか、また、利便性を上げる広域的なシステムの構築が今後の課題となっています。
- 高齢化・情報化・国際化による社会の変化を受け、町民の学習に対するニーズが多様化・高度化しており、生涯学習の充実・発展は、必要不可欠なものとなっています。

〔基本目標指標〕

項目	平成22年	平成26年目標
各種講座の参加者数	1,251人	1,600人



〔実行計画の内容〕

施策		①生涯学習環境の整備〈重点施策〉							
方針・目標		身近な自然環境や歴史・文化などの地域資源を活かした事業の展開、生涯学習活動の拠点となる施設や設備の充実を図ります。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎まちづくり戦略 松田の自然・文化を活かした事業の実施	町	事業の推進				→			
計画的な地域集会施設の建設(後掲P89)	町	建設		建設		→			

施策		②自主的な学習への支援							
方針・目標		町民の学習ニーズに対応するため様々な指導者となる人材の発掘に努めます。また、自主的なサークルの育成を進めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
ボランティアなど指導者の発掘、サークル団体等育成・支援	関係団体 町	学習への育成・支援				→			

施策		③生涯学習情報の提供							
方針・目標		学習情報を町ホームページへ掲載するとともに、新たに何かをしたい、また転入されてきた人にも町をより知っていただくために生涯学習手引書により幅広い情報の提供を進めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
生涯学習情報の提供の充実	町	情報の提供・推進				→			

施策		④公民館、地域集会施設を活用した事業の展開							
方針・目標		公民館、地域集会施設を有効に活用するため、出前講座やサークル団体へ積極的な利用の呼びかけを行っていきます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
生涯学習講座・教室などの充実	町	事業の推進				→			

第3節 豊かな文化の創造とスポーツの振興

1. 地域文化の創造 「4-3-1」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

文化活動の拠点である町民文化センターの補修を進め、利用者の安全性、利便性が図られています。

また、伝統芸能など町無形文化財の伝承の重要性を多くの町民が認識し、次代へ伝承していく後継者が育てられています。

〔基本目標〕

公民館登録団体などの自主的な文化活動の活性化を進めるため、指導者や活動団体の育成・支援を進めていくほか、町民の芸術・文化活動の振興に向けた活動発表をする場の拡充に努めます。

今後、公民館の効率的な利用が図られるよう運営の改善を計画的に行っていきます。

また、文化財を保全・活用していくとともに、地域文化の伝承とあわせて、担い手の育成を進めます。

〔現況と課題〕

- 松田町では公民館登録団体などを中心に文化活動が展開され、団体活動の発表の場として町文化祭が年1回開催されていますが、参加者の固定化や指導者・後継者不足といった問題もみられます。
- 町の文化財として19件の無形、有形の文化財が指定されているほか、この他にも指定されていないものもあり、これまでの知られていない足柄地域における町の文化や歴史的な価値を考え、町民の方が分かるように説明や表示などの整備を進めていく必要があります。
- 「松田の歴史探訪」や「文化財講習会」の開催を通して町重要文化財の保護や町民への啓発活動を行っています。
- 中学生対象の「民俗芸能伝承教室」の開催を通して町指定民族芸能文化財「大名行列」の後継者の育成、継承を進める必要があります。
- 町民文化センター施設は建設から約29年経過して老朽化が進んでいるため、今後大規模工事が求められていますが、施設全体の耐用年数を考慮した改修計画を作成する必要があります。

〔基本目標指標〕

項目	平成22年	平成26年目標
文化活動に参加している町民の割合	4.2%	5.1%
文化芸術活動団体数	34団体	39団体

〔実行計画の内容〕

施策		①文化芸術活動の推進							
方針・目標		町民の芸術活動の振興を図るため、活動発表する場の拡充に努めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
文化活動団体の育成	町	団体の育成・推進				→			

施策		②活動団体の支援と育成							
方針・目標		公民館登録団体などの自主的な文化活動の活性化を進めるため、指導者や活動団体の育成・支援に努めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
活動団体への支援	町	団体への支援				→			

施策		③文化財の保存・活用							
方針・目標		最明寺史跡等の歴史的価値の高いものについて、研究を深め、維持、保存に努めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
文化財維持の補助、啓発	町	文化財維持の補助				看板等による周知			
講座等による地域の歴史学習などの実施	町	事業の実施・推進				→			



施 策	④伝統芸能などの保存・伝承の支援									
方針・目標	地域に残る伝統芸能、特に松田町の無形文化財である大名行列、寄祭りばやしなどの民俗芸能を、小学生、中学生などへ伝承し、次代を担う子どもたちの交流や郷土文化への理解と伝承に努めます。									
取り組み	実施主体	実施期間								
		23	24	25	26	27	28	29	30	
地域に伝わる無形の伝統芸能の保存・伝承の支援	町	事業の推進				→				

施 策	⑤町民文化センターの施設整備									
方針・目標	町民文化センターのさらなる有効活用を図るとともに老朽化にともない、施設整備を順次実施します。									
取り組み	実施主体	実施期間								
		23	24	25	26	27	28	29	30	
施設整備改修	町	計画策定		整備改修			→			



2. スポーツ・レクリエーション 「4-3-2」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

だれもが・いつでも・どこでも気軽にスポーツを楽しむことができる場の普及と、健楽ふれあい広場、町民親水広場、町立体育館等社会体育施設の整備を図ることで、町内はもとより他市町からの利用者が増加しています。

【基本目標】

町民一人ひとりが体力・年齢に応じた適正なスポーツ・レクリエーション活動が可能となるよう、拠点整備や各種スポーツ大会の開催、団体の育成、推進体制の強化を進めます。

【現況と課題】

- 近年、健康や体力づくりの意欲が高まっているなか、スポーツに対する町民のニーズもますます多様化していますが、その一方では小学生など子どもの運動能力が低下傾向となっています。
- 子どもの体力向上に向けた諸施策を展開していくとともに、スポーツを通じた町民による世代間交流などの展開を図りながら、生涯に渡るスポーツ活動の支援・充実を図っていくことが必要とされています。
- 松田町のスポーツ・レクリエーション活動では、町・体育協会・体育指導委員などと連携し、各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催するとともに、各スポーツ登録団体による様々な活動が展開されています。
- 町内の様々なスポーツ施設は、町民のスポーツ活動の拠点として活発に利用されています。また、町立体育館は建設されてから47年が経過しているため、今後建て直しの検討も必要となります。
- 総合型地域スポーツクラブは、現在、設立準備をしている組織があります。この組織としての活動内容等は検討中のため、今後、町との連携方法などをふまえて対応を検討します。

【基本目標指標】

項 目	平成 22 年	平成 26 年目標
スポーツ教室・講習会開催数・参加者人数	7回・512人	12回・600人



【実行計画の内容】

施 策		①スポーツ・レクリエーション活動の普及							
方針・目標		だれもが気軽にスポーツ・レクリエーション活動が楽しめるスポーツ教室や講習会等を体育指導委員や既存スポーツ団体と連携して開催し、スポーツ活動の普及に努めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
各種スポーツ大会・教室の開催	関係団体 町	事業の実施・推進				→			

施 策		②指導者、諸団体の育成							
方針・目標		各種スポーツに応じた指導者の養成と資質の向上のため、リーダー養成講習会等の開催を進めます。 各種団体の活動情報の収集や提供を進めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
指導者・リーダー養成研修の開催	関係団体 町	事業の実施・推進				→			
各種スポーツ団体の育成	関係団体 町	事業の実施・推進				→			

施 策		③スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実							
方針・目標		町民の多様化するスポーツ活動に対応するため、スポーツ・レクリエーション施設の整備を進めます。 学校施設の開放などの利用を進め、地域の活動の場を充実します。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
スポーツ・レクリエーション施設改修事業（町立体育館）	町	小規模改修				建設検討			
学校体育施設の開放	関係団体 町	事業の推進				→			

第5章

創造性豊かな活力を育む 【産 業】

実行計画の見方

・まちづくりアクションプログラムにおける実行計画については、平成23年度から30年度の8年間を見すえながら、平成23年度から26年度の4年間の前期計画での取り組みを示しています。

・実行計画における「重点施策」「まちづくり戦略」については…
重点施策：平成23年度から26年度までの4年間で取り組む分野別前期計画のなかで重点的に取り組むべき施策

まちづくり戦略：基本構想の将来像の実現、定住化に向けて、平成23年度から30年度までの8年間で取り組むべき事業

まちづくり戦略については、取り組みのなかで「◎」で表現してあります。

第5章

創造性豊かな活力を育む 【産業】

第1節 魅力ある農林業の振興

1. 農林業の振興 「5-1-1」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

地産地消や収穫体験等の都市型農業や観光農業等により、安定した収入が得られ、新規就農者等により担い手も確保され農地も保全されています。
また、「水源の森林づくり事業」により森林整備のための管理道が整備され、林業の適切な管理が進み、森林育成と緑地保全・水資源の安定的確保が図られています。

【基本目標】

担い手の減少等厳しい営農環境のなか、活力ある農業振興を図るため、都市型農業の確立と付加価値農業の展開を進めます。
水源かん養、土砂流出・崩壊防止といった森林や農地の持つ多面的機能を発揮し、活用できる管理道の維持、整備や農林業の適切な管理などの基盤整備を進めます。
また、森林育成と緑地保全・水資源の安定的確保を図るため「水源の森林づくり事業」を進めます。

【現況と課題】

- 松田町の農業は、松田地区のみかんや寄地区のお茶が主要作物として生産されていますが、農業従事者の高齢化が進み農家戸数や耕地面積が減少傾向にあります。
- 近年では鳥獣被害などによる営農意欲の減退、後継者不足などにより農業生産力の低下や農地の荒廃化が懸念されます。
- 年々進む農地面積の減少を抑え、荒廃地の解消による農地の維持が必要であり、そのためには、農業委員会の役割の見直しや機能拡充強化が必要となります。
- 厳しい営農環境のなか、農業委員会や農業団体等と連携し、基盤整備、販売体制の確立、観光農業の推進などにより農業振興を図っていく必要があります。
- 新鮮・安全・安心な地元農産物の供給と農業に対する町民の理解を深めるための地産地消や、地元の農産物を利用した加工品の開発等による農業経営の安定化と農産物のブランド化などの付加価値農業を進めていく必要があります。
- 松田町の森林面積は、町全体の面積の約75%を占めており、森林は木材生産の場であるとともに、適正に整備された農地や森林は水資源確保・緑地保全や災害防止の一端を担っていますが、林業従事者の高齢化や後継者不足、木材市場の低迷により手入れのいき届かない林地が増えてきています。
- 緑豊かな森林となるよう、間伐や日照確保が図られるよう枝打ちを実施し、森林の多面的機能の発揮と林業の育成・整備を実施するため町森林組合と連携しながら対応していくとともに、優良材の生産や健全な森林を育むための基盤となる管理道整備を自然環境に配慮しながら進めていく必要があります。

【基本目標指標】

項目	平成22年	平成26年目標
1戸当たり耕地面積	0.34ha/戸	0.34ha/戸
荒廃地面積	14ha	13ha
施業森林面積	69.1ha	76.0ha

【実行計画の内容】

施策		①都市型農業の推進							
方針・目標		育成から収穫のできる（宿泊型を含む）体験農場の検討、整備を推進します。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
体験農場（園）の検討・確保・整備	町	体験農場の検討・確保・整備 →							
国・県等の支援を得た農地間農道の整備（後掲P80）	国・県町	計画検討 →				計画策定 → 事業の推進 →			

施策		②付加価値農業の推進〈重点施策〉							
方針・目標		農商工の連携を強化し、農商工のさらなる活性化を推進します。 また、学校給食や食のあり方、地域と連携した「地産地消」を進めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎まちづくり戦略 農産物加工品（特産品）の開発推進	関係団体町	開発調査・検討 →				推進 →			
◎まちづくり戦略 地産地消の強化・推進	関係団体町	事業の強化・推進 →							

施策		③有害獣被害対策の推進〈重点施策〉							
方針・目標		有害獣被害防護柵の維持・管理・整備に努めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎まちづくり戦略 有害獣被害防護柵の維持・管理・整備	町	防護柵整備 計画策定 →				維持管理 → 見直し →			

施 策		④荒廃農地対策の推進								
方針・目標		荒廃農地の解消に努め、耕作放棄地対策を推進します。 国・県等の支援を得て、農地の荒廃化防止を推進します。								
取り組み	実施主体	実施期間								
		23	24	25	26	27	28	29	30	
国・県等の支援を得た農地間農道の整備（再掲 P79）	国・県 町				計画検討 →	計画策定 →				事業の推進 →
新規就農者、高齢就農者等への就農体制の整備・推進	町	事業の整備・推進 →								
優良農地の利用集積の推進	町	事業の推進 →								
荒廃農地への景観植物植栽の奨励推進	町	事業の推進 →								

施 策		⑤森林の保全・育成								
方針・目標		水源かん養 ^(*) などの森林機能を保全するため、啓発活動を進めます。 森林の除・間伐や造林の支援を進めます。 町有林についても、水源環境保全・再生市町村交付金を活用して整備を進めます。 子どもたちが自然と親しめる体験学習等の機会の充実を図ります。								
取り組み	実施主体	実施期間								
		23	24	25	26	27	28	29	30	
森林組合の育成・支援	町	育成・支援 →								
森林保全意識の高揚	町	事業の検証 →								
水源の森林づくり事業の推進	町	事業の評価・見直し →								
町有林の整備	町	施業	測量・整備計画	→	施業	→	施業	→	施業	→
体験学習等の実施	町	事業の実施 →								

* 水源かん養：P9 参照

第2節 活力を創造する商工業の振興

1. 商工業の振興 「5-2-1」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

商工業は、地域のニーズに対応した活動を展開し、商工振興会等の協力・支援による各種イベントの実施や特産品の開発による消費の拡大を図り、安定した経営が図られています。
町民は、隣近所の助け合いや宅配サービスにより一人暮らしの高齢者でも安心して買い物ができるています。

〔基本目標〕

商業においては、消費者の購買行動の多様化に対応できる商業の形成を図るとともに、商業者の自助努力や町商工振興会の活動の支援をするなかで、町民はもとより観光客にとっても魅力あるまちづくりを進めます。
また、中小企業の育成や体質強化、経営の安定化を進めるため、支援体制の充実に努めます。
工業においては、既存企業の経営の安定化に向けた支援体制の充実に努めます。

〔現況と課題〕

- JR松田駅・小田急新松田駅周辺地区を中心に商店街が形成されている松田町では、足柄上地区の商業の中心地として栄えてきましたが、買い物への移動手段が電車から車主体へ変わったため、道路の狭い町では交通渋滞や商店のお客様駐車場が完備されていないこと、人口の減少、近隣市町での大型店の開設等により、近年町内での消費需要はますます減少傾向にあります。
- 商店街の後継者不足が進むなか、町商工振興会が中心となって若手後継者の育成や商店街活性化の調査研究を進めてきており、今後は新しい時代に対応した商工振興策として、空き店舗の有効活用や事業主の自助努力による商店街の改修とあわせ、サービスの向上などによる活性化を図る必要があります。
- 中小企業は、経営の近代化・合理化が当面の課題であり、県や関係団体との連携による情報提供や指導が行われており、経営の安定と健全な発展を図るため、各種融資制度の利用促進が必要とされています。

〔基本目標指標〕

項 目	平成 22 年	平成 26 年目標
商工振興会会員数	266 人	270 人
商業統計の販売額（卸売業・小売業）	127 億 4,556 万円	130 億円

【実行計画の内容】

施 策		①経営の安定化									
方針・目標		中小企業のための支援を進めます。 商店街の活性化による消費の拡大を進めます。									
取り組み	実施主体	実施期間									
		23	24	25	26	27	28	29	30		
商工振興会の支援	町	事業の推進 見直し				事業の推進 見直し					
中小企業退職金共済制度奨励補助	町	事業の推進 見直し				事業の推進 見直し					
中小企業信用保証料補助	町	事業の推進 見直し				事業の推進 見直し					
小規模事業者経営改善資金利子補助	町	事業の推進 見直し				事業の推進 見直し					
商店街活性化対策事業補助	町	事業の推進 見直し				事業の推進 見直し					

施 策		②観光と連携した商業振興 〈重点施策〉									
方針・目標		観光客による消費の拡大に向けた取り組みを進めます。									
取り組み	実施主体	実施期間									
		23	24	25	26	27	28	29	30		
◎まちづくり戦略 桜まつり等の各種イベントの実施	関係機関 町	事業の評価・見直し				事業の評価・見直し					
◎まちづくり戦略 地場製品の販売	関係機関	事業の検証				事業の検証					

施 策		③特産品開発事業の支援 〈重点施策〉									
方針・目標		特産品の開発による消費の拡大に向けた取り組みを進めます。									
取り組み	実施主体	実施期間									
		23	24	25	26	27	28	29	30		
◎まちづくり戦略 特産品開発事業補助	関係機関 町	事業の評価・見直し				事業の評価・見直し					
魅力のある店舗づくりへの支援	町	事業への支援				事業への支援					

施 策		④新松田駅前等基盤整備事業にともなう商店街の活性化 〈重点施策〉									
方針・目標		新松田駅前等の基盤整備事業にともなう商店街の活性化についての検討を進めます。また、まちの回遊性につながる魅力のある店舗づくりへの支援を進めます。 町民の暮らしを支える多彩なサービスの提供を促進します。									
取り組み	実施主体	実施期間									
		23	24	25	26	27	28	29	30		
◎まちづくり戦略 新松田駅前等の基盤整備事業にともなう商店街の活性化についての検討	関係機関 町	検討				検討					



第3節 地域の資源を活かした観光の振興

1. 観光の振興 「5-3-1」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

豊かな自然を生かした桜まつりや大名行列等の歴史・文化資源を生かした観光まつり等を継続して実施しています。また、広域的な観光宣伝により観光客の増加が図られています。

〔基本目標〕

豊かな自然と豊富な歴史、文化資源を活かし、観光資源や拠点となる関連施設の整備を図り、農業・林業・商業と連携した魅力ある観光のまちづくりを進めます。
また、広域的な連携による観光振興を進め、入込客の増加に努めます。

〔現況と課題〕

- 松田町の主な観光資源は西平畑公園の催し物（ハーブフェスティバル・きらきらフェスタ・桜まつり）や観光まつり（百八ツ火・大名行列）・あしがら花火大会・若葉まつりなどがあり、毎年多くの観光客が訪れているので、これらのまつり等を継続して実施し、集客に努める必要があります。
- 酒匂川の鮎釣り・シダゴ山などのハイキング・中津川のキャンプや釣り・みかんオーナー制度やみかん狩り・ふるさと鉄道など、自然を活かした施設や最明寺史跡公園・延命寺・桜観音などの史跡資源も多く残されており、一年を通じて賑わいを見せているので、遊歩道等の整備を実施し、観光客の増加を図る必要があります。
- 近年、価値観の多様化や自由時間の増大を背景に、観光ニーズは多様化、高度化していることから、今後はインターネットを利用したPRや近隣市町とのネットワーク化による観光の振興を図っていく必要があります。
- 松田町の観光振興の中心的な組織となる観光協会への支援を継続していく必要があります。

〔基本目標指標〕

項目	平成22年	平成26年目標
観光客数	783千人	860千人
桜まつりの経済効果（町での個人消費推計額）	2億5,000万円	3億円

〔実行計画の内容〕

施策		①観光推進体制の充実〈重点施策〉							
方針・目標		観光振興の中核を担う観光協会を支援します。 広域的な組織による観光振興を進めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
観光協会への支援	町	継続的な支援							
◎まちづくり戦略 広域観光圏による観光振興	関係団体 町	事業の評価・見直し							
観光ボランティアの育成・支援	町	育成・支援							

施策		②観光資源の活用と開発							
方針・目標		新たな観光資源の発掘に努めるとともに、現存する資源の利活用や保全に努めます。 農業・林業・商業の連携による観光づくりに力を入れます。 松田山から見る富士山・大島・箱根外輪山の景色、澄んだ空気などを観光に活かした取り組みを進めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
ドッグラン整備・運営	町	整備 運営							
観光資源等の発掘・活用	関係団体 町	事業の評価・見直し							
ハイキングコース・遊歩道の整備・維持修繕（再掲P11）	町	重点改修 維持修繕		重点改修		重点改修			
管理センター等のあり方の検討	町	検討							

施策		③観光情報発信の充実〈重点施策〉							
方針・目標		テレビなどのメディアやインターネットによる宣伝を進めます。 広域的な組織による観光宣伝を進めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎まちづくり戦略 テレビなどのメディアやインターネット等を活用した宣伝	関係団体 町	事業の評価・見直し							
広域的な観光宣伝	関係団体 町	事業の評価・見直し							



第6章

みんなが誇れるまちを育む 【行財政、自治・まちづくり】

実行計画の見方

• まちづくりアクションプログラムにおける実行計画については、平成23年度から30年度の8年間を見すえながら、平成23年度から26年度の4年間の前期計画での取り組みを示しています。

• 実行計画における「重点施策」「まちづくり戦略」については…
重点施策：平成23年度から26年度までの4年間で取り組む分野別前期計画のなかで重点的に取り組むべき施策

まちづくり戦略：基本構想の将来像の実現、定住化に向けて、平成23年度から30年度までの8年間で取り組むべき事業

まちづくり戦略については、取り組みのなかで「◎」で表現してあります。

第6章

みんなが誇れるまちを育む 【行財政、自治・まちづくり】

第1節 町民・地域自治を育む

1. 地域コミュニティと自治の育成 「6-1-1」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

町と地域の協働を推進するために、町が地域コミュニティにかかわり、財政支援などで補完することによって、地域の特色を活かした個性ある自主的な活動が活発になり、地域だけでは解決できない課題・問題の解決に向けた取り組みをすることができます。

【基本目標】

地域の方々が知恵を出し合い、町民一人ひとりが地域の課題や地域を将来どうしていきたいのかなどを考えていけるような地域のコミュニティの形成を図ります。また、自治会の自主的な活動を町が支援し、地域コミュニティの中心として自立した組織となるよう補助事業のメニュー化などの支援策を講じます。

【現況と課題】

- まちづくりに対する地域からの要望が多様化・複雑化する一方、より細やかなまちづくりをするために、防災、防犯、福祉、環境、教育の分野などで地域の重要性が増してきており、これまでの行政主導のまちづくりだけではなく、地域の方々と町とが協働し、どのような「まち」、どのような地域にしたいのかという思いや、地域の課題・問題点の解決に向けた取り組みを計画的に実施していくことが求められています。
- 多くの地域の方々が構成される自治会は地域コミュニティの中心であり、その自主的な活動を町が支援し、集会施設などを拠点とした地域づくりの補完に努めていくとともに、地域コミュニティ活動に対する財政的な支援や自治会の自立支援策となる補助事業のメニュー化を進め、地域自治の活性化を図っていく必要があります。また、自治会への加入は、比較的高い加入率ですので、これを維持できるように、自治会とともに努めていく必要があります。
- 地域コミュニティの拠点となる集会施設については、地元の負担などへの理解を求めながら計画的に建設していく必要があります。
- 地域の取り組みの目標や方向性を地域の方々が中心に考え、地域の一人ひとりが自主的に地域コミュニティ活動を行えるための支援が求められています。
- 地域の課題・問題点の解決に向けた取り組みを行うため、少子高齢化に対応できるコミュニティの規模の検討や、自治会間の負担の不均衡の解消をふまえ、自治会再編の支援や新たな地域コミュニティの枠組みなどを検討する必要があります。

【基本目標指標】

項目	平成22年	平成26年目標
自治会への加入率	97.8%	97.8%

【実行計画の内容】

施 策		①コミュニティ施設の活用と活動の活性化							
方針・目標	地域における様々な交流を通じて、コミュニティ意識の高揚を図り、自主的なコミュニティ活動の支援を進めます。 地域での様々な活動を支えるボランティアや活動の中心となる人材などの育成を進めるとともに、その活動を支援します。 地域の抱える様々な課題などについて地域で解決していくことができる地域の仕組みづくりを進めます。 地域コミュニティの拠点として地域の公民館、集会施設などの有効活用を図ります。								
取 組 み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
計画的な地域集会施設の建設(再掲P71)	町	建設			建設				
地域集会施設などを利用した福祉活動等の展開	町民 町	有効利用の展開・推進							

施 策		②コミュニティ活動に対する支援〈重点施策〉							
方針・目標	自治会の自主的な活動を行政が支援し、集会施設などを拠点とした地域づくりに努め、地域コミュニティ活動に対する財政支援や自治会の自立支援策として補助事業のメニュー化を行い、自治会の活性化を図ります。また、地域コミュニティなどでの様々な活動状況の情報発信を支援し、地域コミュニティ間の交流を促進していきます。 地域コミュニティなどの地域独自の取り組み・活動などへの支援を進めます。								
取 組 み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎まちづくり戦略 活動団体の育成・支援	町	団体の育成・支援							
自治会再編の支援	町民 町	応談、検討・実施 (随時)							
地域コミュニティのあり方の検討	町民 町	事業の検討・実施							
(仮称)地域コミュニティ活動 交付金制度の創設	町	一部実施・検討 実施・検討・追加							
活動状況などの情報発信	町民 町	情報発信への支援							

2. 町民参加・主体のまちづくり 「6-1-2」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

「松田町」を町民に知ってもらう機会になると同時に、多くの町民の声をまちづくりに反映させることができ、また、町単独では解決できない問題などを町民が補完し、協力することにより問題解決が迅速化されるなど、サービス供給や行政運営の効率化が図られています。

町民が行政運営やまちづくりなどに直接参加できる環境が整備され、地域住民と企業、町がともに考え、責任を担う協働のまちづくりが進められています。

〔基本目標〕

町民主体のまちづくり体制の確立をめざして、町と町民との協働のもとに、町の様々な施策において町民参加の機会の拡充を図るとともに、町民の声を活かした行政サービスを展開します。

〔現況と課題〕

- 町民の方々からの要望が多様化・高度化し、厳しい財政状況、権限移譲や地方分権の本格化など、これまでの行政主導のまちづくりだけでは対応ができなくなっており、限られた財源や人材を最大限に有効活用しながら、複雑・多様化する行政課題への対応にはこれまで以上の努力が求められ、特に優先課題への取り組みが必要となっています。そのため、町民と一体となった協働のまちづくりを進めていく必要があります。
- 地域や、地域に住む町民の方々の実情をよく把握している自治会の町への参加は、協働のまちづくりの推進にとって重要度が増しているため、自立した体制づくりを進めていく必要があります。
- 町民の方々の町政への参加はますます重要になってきており、町民の参加体制の確立や機会の拡充に努め、行政課題や優先課題などの解決を図る必要があります。
- 自治会やボランティア団体などの地域コミュニティによる公益的な活動が活発になるなかで、それぞれの個性ある活動に取り組むことができるよう協働によるまちづくりの仕組みが必要になっています。
- 町政への町民参画の機会の拡充や町民と町とがパートナーとして、公共を担う協働で進めるまちづくりの仕組みづくりが必要になっています。

〔基本目標指標〕

項目	平成22年	平成26年目標
町民参加の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・電子メール ・ホームページ ・パブリックコメント^(*) 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子メール ・ホームページ ・パブリックコメント ・定期的な地域懇話会と町民意識調査

*パブリックコメント：ある政策の策定に際して、町民から意見を聴取する制度。

〔実行計画の内容〕

施策	①町民参加機会の充実								
	方針・目標	実施主体	実施期間						
23			24	25	26	27	28	29	30
各種委員会等に多くの町民が参加できるよう制度の改正等を進めるとともに、定期的な地域懇話会等の開催を進めます。ホームページを活用し、町民アンケートの実施やパブリックコメントの募集など、町の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図ります。									
地域懇話会の定期的な開催	町	定期的な懇話会の開催							
町民意識調査の実施	町	調査実施			調査実施			調査実施	
パブリックコメントの実施	町	定期的な実施と運用の見直し							
審議会等への登用促進(後掲 P93)	町	条例等見直し 事業の推進			見直し				
広報紙・ホームページ等を通じて町民の意見や声を求める場の創設(後掲 P93・96・97)	町	仕組みづくりの実施・推進							



3. 人権・男女共同参画 「6-1-3」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

女性参画者の増加により、多角的に議論が行われています。これにともない、今までとは違う町民層からの意見の取り入れが可能となり、より多くの町民ニーズを取り入れた政策が実現可能となっています。

〔基本目標〕

人権問題における対策事業を進め、各種啓発活動の積極的な推進と充実を図ります。
また、男女が性別によって差別されることなく、個人としての尊厳と人権が守られ、社会のあらゆる分野で自己の持つ能力が発揮できる社会をめざします。

〔現況と課題〕

- 今日では高齢者や女性、障害児・障害者、外国籍住民など、偏見や差別意識等が複合して深刻な人権問題となっているケースや、インターネットによる他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権に関わる新たな問題も発生してきています。
- 人権啓発を進め、人権問題を自分の問題として考え、その解決に向けた自発的な行動をとることのできる社会づくりをめざしていく必要があります。
- 関係機関とも連携を図りながら、それぞれの発達段階に応じて人権尊重の意識を高め、子どもの頃から人権感覚の磨かれた子どもを育成していくことが求められています。
- 松田町では、男女共同参画社会を築きあげていくため、町民の方の意識改革を啓発する講演会・研修会や広報紙でのPRを進めていますが、審議会や委員会などにおける女性の割合も1割に満たないことから、さらなる意識啓発に取り組んでいく必要があります。
- これらを踏まえ、あらゆる分野で個人がそれぞれの個性と能力を発揮できるような社会環境づくりが求められています。

〔基本目標指標〕

項目	平成22年	平成26年目標
地方自治法にもとづく審議会等における女性の登用率	7%	20%
地方自治法にもとづく委員会等における女性の登用率	4.5%	20%

〔実行計画の内容〕

施策		①人権問題対策事業の実施							
方針・目標		現況に応じた人権問題に対応できるよう、相談員の知識の充実を図ります。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
相談窓口の充実	町	相談窓口の推進				→			

施策		②各種啓発活動の推進							
方針・目標		町民が人権について正しく理解し、行動がとれるよう啓発活動を進めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
人権啓発講演会の開催	町	事業の実施・推進				→			

施策		③行政における意思決定への女性の参画							
方針・目標		町の政策審議などの場へ、女性の積極的な参画を促進するとともに関係機関と連携を図り学習会や研修会を支援し、町の政策・方針づくりに女性の声をより多く反映させるように努めます。 町のホームページや広報紙で講座・セミナーなどを掲載し、意識啓発に努めます。 また女性プランの見直しを行うとともに、その施策を進めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
審議会等への登用促進(再掲 P91)	町	条例等見直し 事業の推進				見直し →			
広報紙・ホームページ等を通じて町民の意見や声を求める場の創設(再掲 P91・後掲 96・97)	町	仕組みづくりの実施・推進 →							

施 策		④社会環境整備の推進							
方針・目標	女性の就労機会の拡大や社会参画を進める環境を整えます。 国、県、近隣市町と連携して、雇用・労働環境の整備に努めます。 関係機関と協力し、講座や学習会を開催するとともに、各種の情報提供を図ります。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
女性の社会参画を進める環境の整備	国・県 町	国、県等と連携した雇用、労働関係の整備推進 社会参画環境整備の推進				→			



第2節 創造的な行財政運営の推進

1. 行政運営「6-2-1」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

町民一人ひとりが、自ら暮らす地域のあり方について考え、主体的に行動することができる新たな時代に対応する行政運営が行われています。

広報活動の充実により、町民の生活に活気と笑顔が増えています。

町民と町をつなぐツールとして、町民側からも積極的な情報発信があり、町民と町がより身近なものとなっています。

町民の声を反映したまちづくりの実現のため、効率的な行政組織の見直しや、知識力・創造力のある職員の育成に努めるとともに、広報紙やホームページなどを通じて「松田町」をよく知ってもらい、協働によるまちづくりを推進することにより、町民サービスや行政運営の効率化が図られています。

〔基本目標〕

社会経済の動向や地方分権の進展、町民意識の醸成といった行政を取り巻く環境の変化に対応し、町民の要望に応えるため、新たな行財政運営に努めます。

また、町民への情報提供・公開を行いながら要望を継続的に把握し、町民ニーズに対応した多様で的確な質の高いサービスの提供に努めます。

〔現況と課題〕

- 社会・経済情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応し、総合計画を着実に推進するためには、町民本位の開かれた町政のもとで、自治会や各種団体との一層の連携協力を図りつつ、分かりやすく、効果的・効率的に施策・事業を展開していく必要があり、新たな時代に対応する行政運営を積極的に進めていく必要があります。
- これまで3回にわたり、その時代に沿った行政改革に取り組んできましたが、社会経済情勢や町財政状況の見通しは厳しく、継続して行政改革に取り組んでいく必要があります。
- 多様化・高度化する町民の要望や、権限移譲や地方分権などへの対応など職員の知識力の向上が求められており、また、厳しい経済情勢のなかであって行政課題を解決しなければならないため職員の創造力の向上が求められています。
- 多様化する町民の生活やニーズに対応するため、平成22年度にホームページをリニューアルし、町民へのサービスや情報提供の充実を図ってきましたが、今後も更新頻度を高めていくとともに、様々な情報を提供・発信していくことが必要です。
- 効率的な事務事業の展開や行政組織づくり、職員の能力の向上のために、町民の声に耳を傾けるための仕組みづくりと、町民の声をふまえた町政運営を進めていくことが求められています。
- 現在、第三次行政改革を推進していますが、行政改革の推進は今後の行政運営にとって必要不可欠であることから、新たに第四次行政改革大綱を策定し、推進していく必要があります。

【基本目標指標】

項目	平成 22 年	平成 26 年目標
町のホームページアクセス数	183,000 件 (平均 500 件 / 日)	219,000 件 (平均 600 件 / 日)

【実行計画の内容】

施策		①行政運営の効率化									
方針・目標		行政施策の適正な運用を図るための事務事業評価制度の導入や行政運営の効率化を進めます。 町民の積極的なまちづくりや町への参加システムの確立をめざします。									
取り組み	実施主体	実施期間									
		23	24	25	26	27	28	29	30		
事務事業評価（後掲 P99）	町	事業の評価・見直し				→					
総合計画の進行管理	町	事業実施の進行管理									
事務事業実施後のアンケート	町	事業の改善									
広報紙・ホームページ等を通じて町民の意見や声を求める場の創設（再掲 P91・93・後掲 P97）	町	仕組みづくりの実施・推進									



施策		②行政改革の推進									
方針・目標		総合計画の目標達成のため、効率的な仕事の進め方や、効率的な組織体制と人員配置の見直しに努めます。また、町民の要望や、権限移譲、地域主権（地方分権）などに対応できる知識力や、厳しい経済情勢のなかにおいて行政課題を解決できる創造力のある、町民から理解されるような職員の育成に努めます。 また、庁用車の削減を図り、更新するよう努めます。									
取り組み	実施主体	実施期間									
		23	24	25	26	27	28	29	30		
効率的な仕事の進め方	町	調査、検討 → 一部実施、検証				見直し →					
組織体制の見直し	町	検討、実施 →				検討、実施 →					
第二次定員適正化計画の推進	町	継続実施、検証 →									
職員研修計画の実施	町	継続実施、検証 →									
職員接遇アンケート	町	検討、試行 → 研修への反映				実施、検証 →					
庁用車の更新	町	庁用車の更新 →				→					

施策		③広報・広聴活動の充実									
方針・目標		町民や町の活動を鮮度よくお知らせする広報紙・ホームページづくりに努めます。多様化する町民の生活やニーズに対応する広報活動に努めます。 町民が積極的に自らのまちづくりに参加できる機会をつくり、町民と町が一体となって町づくりをおこなえる体制を構築します。									
取り組み	実施主体	実施期間									
		23	24	25	26	27	28	29	30		
ホームページによる多角的な情報発信	町	情報発信の推進・定期的な更新 →									
見やすく分かりやすい広報紙の作成	町	広報紙の点検・見直し →									
広報紙・ホームページ等を通じて町民の意見や声を求める場の創設（再掲 P91・93・96）	町	仕組みづくりの実施・推進 →									

2. 財政運営 「6-2-2」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

町民の納税、使用料の適正な納付への意識が高まり、暮らしにおける共助・公助に係る自主財源が増加します。

財政が硬直化することがないように、また、活力のある町になるよう、限られた財源を有効に活用し、効率的に各種事業に取り組めるように配慮された財政運営をしています。

〔基本目標〕

財政構造の弾力性を確保し、財政運営の健全化・効率化に努めるほか、適正な受益者負担の導入等に努力し、財源の安定化を進めます。

〔現況と課題〕

- 現在の松田町の財政は、歳入は40億円前後で推移していますが、一般財源の主となる町税は17億円前後に留まり、なかでも法人税は減少する等、厳しい経済状況の影響が顕れているほか、今後の人口減少と高齢者人口増加により、地方交付税が減額傾向に転じ、起債による財源確保が必須となれば、将来負担の増大が懸念されます。
- 歳出面では臨時財政対策債に代表される起債の償還が本格化することで公債費が増加し、今後数年間は償還のピークが続きます。人件費については、職員手当の削減等により支出を抑制してきましたが、福祉面を支える扶助費、補助費などの経常的経費の支出割合が増加傾向にあります。
- 今後も歳入の減少による厳しい財政運営を強いられることが予想されることから、行財政改革の着実な実行による効率的な財政運営に努め、経常収支比率が増大しないよう、財政に弾力性を持たせていく必要があります。また、定住促進を柱に重点化した施策の運営が求められています。
- 町民に対しても財政状況をわかりやすく公表し、理解を図っていく必要があります。

〔基本目標指標〕

項目	平成22年 (平成21年度実績)	平成26年目標
実質赤字比率 ^(※1)	—	—
連結実質赤字比率 ^(※2)	—	—
実質公債費比率 ^(※3)	8.86%	9%
将来負担比率 ^(※4)	99.8%	90%
経常収支比率 ^(※5)	95.8%	93%

※1 実質赤字比率：普通会計（松田町では一般会計と用地取得特別会計）における実質赤字額の標準財政規模^(※6)に対する比率。

※2 連結実質赤字比率：一般会計・特別会計・企業会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

※3 実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金を標準財政規模（補正值）で除して得た数値の3か年平均値。

※4 将来負担比率：公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質負債の標準財政規模に対する比率。

※5 経常収支比率：地方自治体の財政の弾力性を示す指標。歳出のうち人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に町税、地方交付税等を中心とする経常的な一般財源収入が充当されている割合。低いほど弾力性（自由度）がある。

※6 標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の総量（規模）。

〔実行計画の内容〕

施策		①財源の確保							
方針・目標	人口定着の促進など課税客体の確保に努めます。受益者負担の原則にもとづき、使用料などの適正化を図ります。地方交付税、補助金等の有効活用とその確保を図ります。広報等を活用し、納税意識の高揚に努めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
収納率の向上と体制の強化	町	事業の評価・見直し				→			
施設等使用料の見直しの検討	町	施設使用料見直しの検討				→			
		下水道使用料見直しの検討				→			

施策		②財政運営の効率化							
方針・目標	投資的経費については、費用効果を考慮し、優先度の高い事業に重点的な配分を進めます。財源の効率的運用を図るため、経常的経費の節減に努めます。公共事業の民営化、民間委託など、民間活力を導入し、合理的な管理運営を進めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
財政状況の公表	町	公表・検証				→			
事務事業評価（再掲 P96）	町	事業の評価の検討				事業評価の実施 →			
補助金のあり方の検討	町	見直し・検討				見直し・検討 →			
		補助金評価の実施				→			

3. 広域行政 「6-2-3」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

広域連携の強化により権限・財源が充実したことで町の行政執行能力が向上し、効率的な行政運営のもと町民サービスも向上しています。

〔基本目標〕

市町村が地域主権型社会の主役として、特色ある行政サービスや個性豊かなまちづくりなどを主体的・完結的に展開していくため、広域連携の強化を図ります。

〔現況と課題〕

- 地域主権型社会の進展にともない、町単独では解決できない新たな問題や課題などが生じてきておりより特色ある行政サービスや個性豊かなまちづくりなどを主体的・完結的に展開していくために、今まで以上に権限・財源を充実させる必要があります。
- 県西地域合併検討会での結論をふまえ、2市8町の枠組みによる新たな連携組織である神奈川県西部広域行政協議会を通じ、広域で取り組むべき課題の検討や地域主権型社会への対応等の検討を進め、広域連携を強化していく必要があります。
- 仕事や学業で役場に来庁できない方が勤務地などの近くの行政での各種書類を取得することのできる広域証明サービス^(*)の提供など、町民への行政サービスの向上に向けた取り組みの検討を進めていく必要があります。
- 現在の主な広域的組織としては、足柄消防組合や、東部清掃組合、足柄上衛生組合（足柄衛生センター・休日急患診療所）、広域斎場建設協議会などがあります。
- 松田警察署の老朽化にともなう建替えには、敷地の拡幅が必要となっています。早期に警察機能の強化を図るためには、町の積極的な支援が求められています。

〔基本目標指標〕

項目	平成22年	平成26年目標
広域連携中学生交流洋上体験研修参加者数 (再掲P68)	11人	12人
一市四町青少年交流キャンプ参加者数 (再掲P68)	4人	10人
広域による住民票・戸籍等の発行件数	0件	180件

* 広域証明発行サービス：仕事や学業のため、昼間お住まいの市町で証明書の交付が受けられない方のために、最寄りの行政窓口（小田原市・南足柄市・大井町・箱根町）で戸籍等の証明書の交付が受けられる。
 ・受けられる証明書：戸籍全部事項証明（戸籍謄本）・戸籍個人事項証明（戸籍抄本）住民票の写し・印鑑登録証明書

〔実行計画の内容〕

施策		①広域行政の推進							
方針・目標	現在は、足柄消防組合などが広域的組織としてありますが、関係市町村との連携・協調を図りつつ、広域的プロジェクト等の推進体制を強化し、より効果的・効率的な行政運営を進めます。 地域主権型社会の主役として、町民にとってより便利で理想的なまちづくりを進めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
広域連携の強化による権限・財源の確保や広域的な組織づくりと各施策事業の実施	関係市町村	事業の実施・推進							

施策		②国・県との連携強化							
方針・目標	国・県との綿密な連携を保ちながらも、必要な事業などの実施や支援などについては、広域的な連携も活用して積極的に要望します。 松田警察署の建替え事業に用地を確保し支援をしていきます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
各種の施策の実現に向けた改正・要望等の実施	町	継続的な要望							
警察署の建替え支援	町	建替え用地の確保							

施策		③広域行政体制の確立							
方針・目標	関係市町村との連携と協調を図りつつ、戸籍等の広域交付体制の整備、事業実施を進めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
「広域証明発行サービス」事業の整備・サービス提供	関係市町村	整備				サービス提供			

○参考

財 政 推 計

〔財政推計の目的〕

今後の中長期的な財政運営を展望すると、全国的な人口減少の中、特に生産年齢人口の減少は、本町の主要な収入である個人町民税に直接影響が及ぶほか、少子高齢化により社会保障等にかかる福祉的経費が増加することは避けることができません。そこで、限られた財源を有効に活用する必要があることから、主要事業への重点配分を基本とし、さらに後期の事業展開及び方向性を決める判断材料として、前期計画期間の財源を推計するものです。

〔財政推計（平成23年度～平成26年度）〕

現行の地方財政制度を基本として、国・県の動向等を踏まえながら、今後の経済状況の見込みなどを考慮し、さらに近年における本町の財政収支の推移、決算統計分析や今後の人口推計などを勘案して財政推計を行いました。

〔財政推計の結果〕

前期4年間の推計の結果、一般財源ベースで約30億円、国県支出金などの特定財源を含めた歳入の合計では、約37億円弱と推計しました。歳出では、人件費、公債費、扶助費といった義務的経費に特別会計への繰入金や管理的経費などを含めた一般的行政経費の合計が約26億円となり、政策的経費に充当可能な額が約11億円弱と算定されました。

なお、計画の進展の状況によって政策的経費の額が増加することが見込まれますが、さらなる行財政改革の推進を図るとともに、地方分権の大きな流れに沿った国・地方の税財政制度の改革を注視し、また、町民の皆様のご理解を得ながら、受益者負担の適正な均衡を図り対応していきたいと考えています。さらに、この推計では前年度からの繰越金や財政調整基金の取り崩しを見込んでいませんので、政策的経費に不足が生じる場合は、これら財源を活用していくこととなります。

単位：百万円

区 分		決 算		予 算	推 計				
		平成20年度	平成21年度	(補正9/14時点) 平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
歳 入	一般財源	3,202	3,268	3,125	3,005	3,022	3,024	3,007	
	内 訳	町税	1,749	1,665	1,590	1,543	1,522	1,525	1,528
		譲与金・交付金	278	270	277	264	265	265	265
		地方交付税	544	705	718	759	787	784	763
		繰入金	84	1	1	0	0	0	0
		その他収入	290	384	179	89	98	100	101
	臨時財政対策債等	257	243	360	350	350	350	350	
	特定財源	1,001	868	738	686	653	631	593	
	内 訳	国県支出金	641	725	537	526	498	495	470
		普通債	210	35	35	66	70	52	41
その他特定財源		150	108	166	94	85	84	82	
歳入 合計		4,203	4,136	3,863	3,691	3,675	3,655	3,600	
歳 出	一般的行政経費	2,542	2,568	2,689	2,572	2,618	2,613	2,606	
	内 訳	人件費	864	855	835	856	882	857	860
		公債費	318	339	332	340	372	378	367
		管理的経費	836	823	936	716	709	710	712
		その他経費	524	551	586	660	655	668	667
	政策的経費	1,502	1,384	1,174	1,119	1,057	1,042	994	
歳出 合計		4,044	3,952	3,863	3,691	3,675	3,655	3,600	

松 田 町 第 5 次 総 合 計 画 〈アクションプログラム〉

平成 23 年 3 月

発行 松田町 企画財政課

〒 258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2027 番地

T E L : 0465-83-1221(代)

F A X : 0465-83-1229

H P : <http://town.matsuda.kanagawa.jp>

E-mail : kikaku@town.matsuda.kanagawa.jp

協力調査機関 株式会社 都市計画センター

まちづくりアクションプログラム



松田町

